

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年4月1日
(第10期) 至 平成23年3月31日

ニッシン債権回収株式会社

(E03737)

第10期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

ニッシン債権回収株式会社

目 次

頁

第10期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	14
5 【経営上の重要な契約等】	20
6 【研究開発活動】	20
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
第3 【設備の状況】	24
1 【設備投資等の概要】	24
2 【主要な設備の状況】	24
3 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【自己株式の取得等の状況】	35
3 【配当政策】	35
4 【株価の推移】	35
5 【役員の状況】	36
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	37
第5 【経理の状況】	43
1 【連結財務諸表等】	44
2 【財務諸表等】	85
第6 【提出会社の株式事務の概要】	103
第7 【提出会社の参考情報】	104
1 【提出会社の親会社等の情報】	104
2 【その他の参考情報】	104
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	105

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月27日

【事業年度】 第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長 森 泉 浩 一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【電話番号】 03(5210)1751(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【電話番号】 03(5210)1751(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益 (百万円)	31,690	27,859	13,610	11,837	6,168
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	5,192	3,245	△6,729	40	443
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	2,711	1,258	△8,856	406	△510
包括利益 (百万円)	—	—	—	—	△430
純資産額 (百万円)	9,758	10,555	3,701	7,238	6,394
総資産額 (百万円)	62,470	56,717	36,709	30,719	27,233
1株当たり純資産額 (円)	7,895.48	8,204.92	402.54	559.88	151.41
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	2,509.80	1,157.94	△7,799.37	166.66	△391.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	2,493.83	1,156.74	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.7	15.8	1.9	10.0	9.3
自己資本利益率 (%)	35.6	14.4	△184.3	21.6	△18.2
株価収益率 (倍)	16.5	11.5	—	10.2	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△14,711	△144	7,429	8,649	4,048
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	960	3,553	1,706	△1,838	870
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	16,663	△7,178	△8,898	△6,472	△3,277
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,390	1,618	1,855	2,193	3,836
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	85 (7)	105 (7)	50 (2)	59 (2)	52 (3)

- (注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2 平成18年4月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。
3 第8期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。
4 第8期及び第10期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5 従業員数は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益 (百万円)	12,025	10,133	8,433	4,278	4,719
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	2,208	65	△6,409	△528	415
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,266	877	△7,853	517	△119
資本金 (百万円)	1,731	1,736	2,036	3,036	3,036
発行済株式総数 (株)	普通株式 1,084,320 第1回第一種 優先株式 —	普通株式 1,087,360 第1回第一種 優先株式 —	普通株式 1,712,440 第1回第一種 優先株式 —	普通株式 1,712,440 第1回第一種 優先株式 20,000	普通株式 1,712,440 第1回第一種 優先株式 20,000
純資産額 (百万円)	5,965	5,933	△1,328	1,229	1,075
総資産額 (百万円)	55,257	47,576	26,529	24,767	21,572
1株当たり純資産額 (円)	5,395.92	5,362.28	△817.06	△560.37	△740.28
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	765 (365)	415 (415)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	1,172.15	807.59	△6,916.51	231.79	△163.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	1,164.69	806.75	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.6	12.3	△5.3	4.7	4.7
自己資本利益率 (%)	22.6	15.0	—	44.6	△11.0
株価収益率 (倍)	35.2	16.5	—	7.3	—
配当性向 (%)	65.3	51.4	—	—	—
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	80 (7)	98 (7)	45 (2)	54 (2)	48 (3)

- (注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2 平成18年4月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。
3 第8期の自己資本利益率については、債務超過の影響に伴い記載しておりません。
4 第8期及び第10期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5 第8期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。
6 従業員数は就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

年月	沿革
平成13年7月	債権管理回収業務を主な事業目的として東京都千代田区神田多町2丁目9番6号にニッシン債権回収株式会社(資本金500百万円)を設立。
平成13年10月	債権管理回収業に関する特別措置法(いわゆる「サービサー法」)による債権管理回収業の許可を取得(許可番号:第58号)し、営業を開始。
平成15年3月	東京都千代田区神田錦町1丁目2番地1に本社を移転。
平成16年1月	有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ(連結子会社)を設立。
平成16年3月	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号に本社を移転。
平成16年9月	東京証券取引所マザーズ市場に上場。
平成16年12月	有限会社ミヤコキャピタル(連結子会社)を設立。
平成17年8月	有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツの100%子会社として、不動産関連事業を目的とした有限会社シー・エヌ・インベストメンツ(連結子会社)を設立。(平成18年5月 持分法適用関連会社に変更)
平成17年11月	中国不良債権投資事業を目的として有限会社ジェイ・ツー・中国投資(連結子会社)を設立。
平成18年12月	大阪府中央区城見1丁目2番地27号に関西営業所を新設。(平成20年7月閉鎖)
平成21年2月	第三者割当により資本金を2,036百万円に増資。
平成21年6月	東京都千代田区九段南4丁目2番地11に本社を移転。
平成21年6月	第1回第一種優先株式の発行により資本金を3,036百万円に増資。

3 【事業の内容】

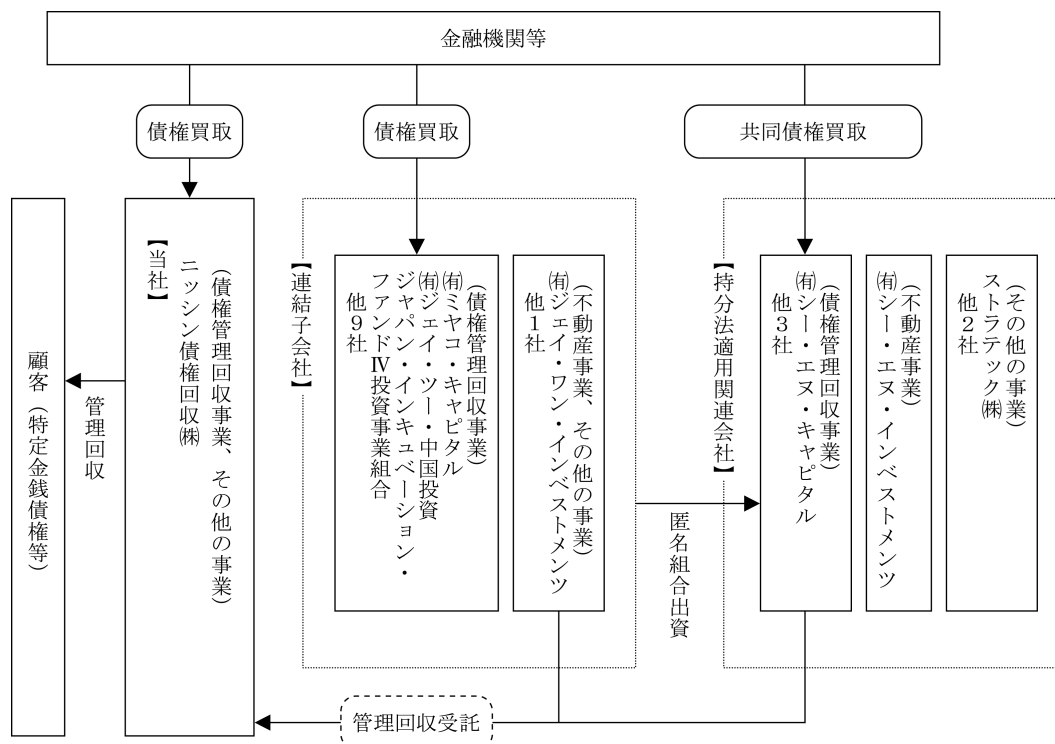
当社は、平成13年7月に設立された債権回収会社であり、平成13年10月に法務大臣から債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」という。）に基づく債権管理回収業の営業許可を受け業務を開始いたしました。

当社グループは、当社、連結子会社14社、持分法適用関連会社8社を含めた計23社で構成されており、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業を主たる事業内容として、債権管理回収事業、不動産事業、その他関連事業を営んでおります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

会社名	事業の内容	摘要
ニッシン債権回収㈱	債権管理回収事業 その他の事業	当社
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	不動産事業 その他の事業	連結子会社
(有)ミヤコキャピタル	債権管理回収事業	
(有)ジェイ・ツー・中国投資	債権管理回収事業	
ジャパン・インキュベーション・ファンドIV 投資事業組合	債権管理回収事業	
他10社		
(有)シー・エヌ・キャピタル	債権管理回収事業	持分法適用関連会社
(有)シー・エヌ・ツー		
(有)シー・エヌ・スリー		
(有)シー・エヌ・フォー		
(有)シー・エヌ・インベストメンツ		
ストラテック㈱	その他の事業	
他2社		

当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 当社が管理回収を行う顧客(特定金銭債権)は、金融機関等から買取った債権の債務者であります。

当社グループの業務の内容は以下のとおりであります。

(1) 債権買取業務

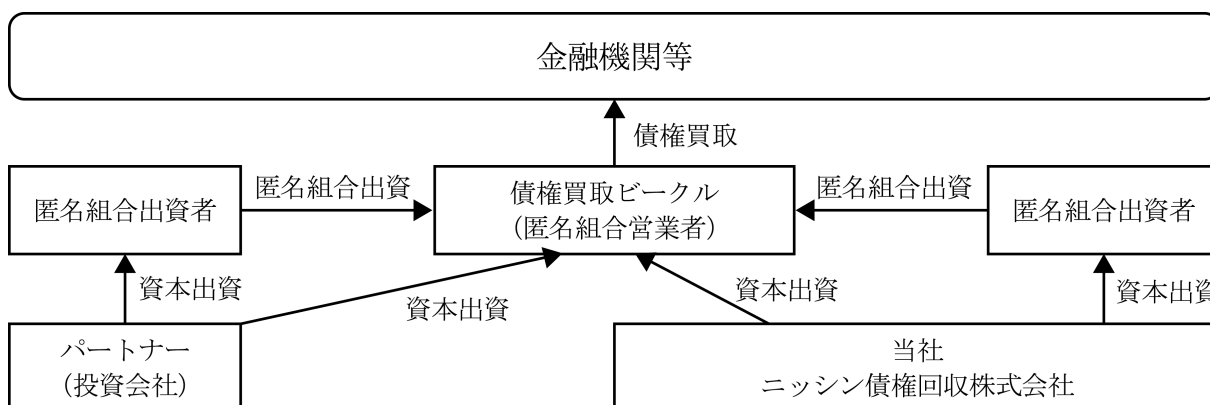
特定金銭債権の買取には、金融機関等との交渉を行って債権を買取の場合と、入札により競落した場合に買取る指名入札制とがありますが、いずれの場合についても、当該債権の各種情報を精査してリスクとリターンを分析し（以下「デューデリジェンス」という。）、出口戦略（投資回収手法の選択と予定回収期間の設定）に基づく価格を算出して（以下「プライシング」という。）、買取金額を提示します。

当社は、特に事業者向けの債権についてのプライシングや管理回収に強みを持ち、これまで主に無剰余債権（※）及び無担保債権を主な買取の対象としてきました。しかし最近では、正常債権の評価もしくは不動産担保付債権の担保評価、並びにこれら債権に関する管理回収を行う業務体制が整ったことから、当社は取扱債権の範囲を拡大してきております。

また、今後の債権買取チャネルの拡大、投資リスクの分散及び当社得意分野への集中を図るため、当社グループ会社は、自ら又は他の投資会社と特定金銭債権の共同債権買取を行っており、当社は当社グループ会社を買取した債権の管理回収業務の受託業務も行っております。

（※）無剰余債権 … 担保付債権のうち、担保としての評価が出来ないものや、先順位債権の存在によって担保からの回収が見込めない債権をいう。

なお、債権買取チャネルの拡大と投資リスクの分散を図るため、当社グループ会社において行われている共同債権買取スキームの概略（一例）は下図のとおりであります。



(2) 債権管理回収業務及び管理回収業務の受託業務

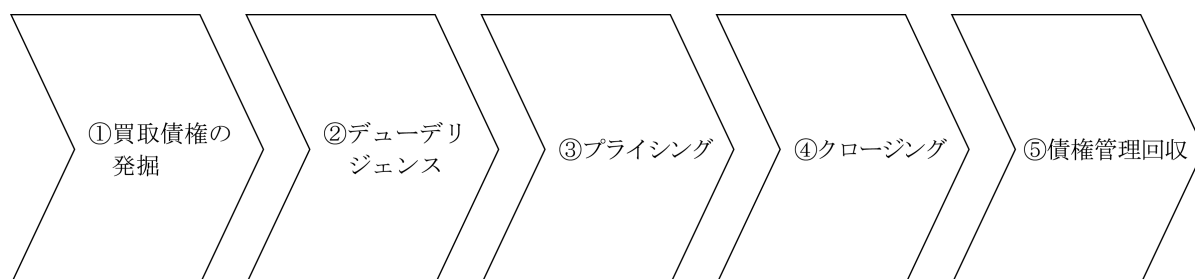
当社が上記(1)に基づき買取した特定金銭債権の大部分は、金融機関等が不良債権と認識した債務不履行の状態にある債権ですが、当社では管理回収にあたって、関連諸法令を遵守するとともに、当社が独自に定めた債権回収マニュアルに従って、債務者への返済依頼にとどまらず、債務者の状況や事情に応じて返済条件の変更等を含む交渉を行っております。

具体的には、当社は、債務者を営業上の顧客と位置付けて、当該顧客(法人・個人)への返済依頼の連絡にとどまらず、プライバシーに最大限の注意を払いつつ顧客の状況や事情を個別に勘案し、助言及び返済条件の変更等のコンサルティングを行い、顧客の健全な経営・家計の回復と維持に努めながら具体的な返済プランを作成します。こうしたコンサルティングを経た上で、当社は債務者との間で和解契約を締結し、和解契約に基づく支払を受け、又は法的手続きを実行するなどして、当該債権に関する債務者の再生と当社の収益確保に配慮した債権の管理回収業務を行っております。

なお、買取債権については、回収した金額がそのまま当社の営業収益となります。

また、当社グループ会社が投資した買取債権の管理回収業務は当社が受託しており、この場合には委託契約に基づいて委託者から支払われる報酬が当社の営業収益となります。

以上に述べた当社における債権買取業務及び債権管理回収業務のフローの概略は以下のとおりであります。



① 買取債権の発掘

各金融機関等(都市銀行、信託銀行、生損保、外資系金融機関等)に向けた積極的な営業活動により、金融機関が行うバルクセール(不良債権等の一括売却)への入札参加や相対取引の指名獲得により、買取債権の発掘を行っております。

② デューデリジェンス

入札や相対取引への参加が確定した場合は、金融機関との守秘義務契約の締結後、対象債権の各種情報入手し、当社の自己投資に対するリスクとリターンを分析します。

③ プライシング

デューデリジェンスの結果を基に、出口戦略(投資回収手法の選択と予定回収期間の設定)を検討した上で、期待収益率に基づき将来キャッシュ・フローをディスカウントした債権価格(投資現在価値)を算出します。

④ クロージング

入札参加後、当社が当該債権を落札した場合には、金融機関等と債権譲渡契約を締結し、譲渡代金の支払と同時に金融機関から債権及び担保権の譲渡がなされます。

⑤ 債権管理回収

債務者との個別具体的なコンサルティングを経た上で、債務者との間で和解契約を締結し、和解契約に基づく支払を受け、又は法的手続きを実行するなどして、当該債権に関する債務者の再生と当社の収益確保に配慮した特定金銭債権の管理及び回収を行います。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) 有限会社ジェイ・ワン・ インベストメンツ(注) 4、5	東京都千代田区	3	不動産事業 その他の事業	100.0	—	債権管理回収業務 の委託 資金の貸付
有限会社ミヤコキャピタル(注)2	東京都千代田区	3	債権管理回収事業 不動産事業	100.0 (100.0)	—	—
有限会社ジェイ・ツー・ 中国投資	東京都千代田区	3	債権管理回収事業	100.0	—	—
ジャパン・インキュベ ション・ファンドIV投資 事業組合(注)2、3	東京都千代田区	1,185	債権管理回収事業	100.0 (100.0)	—	—
その他10社						
(持分法適用関連会社) 有限会社シー・エヌ・キ ャピタル	東京都千代田区	3	債権管理回収事業	50.0	—	債権管理回収業務 の受託 資金の貸付
有限会社シー・エヌ・ツ ー	東京都千代田区	7	債権管理回収事業	50.0	—	債権管理回収業務 の受託
有限会社シー・エヌ・ス リー	東京都千代田区	6	債権管理回収事業	50.0	—	債権管理回収業務 の受託
有限会社シー・エヌ・フ ォー	東京都千代田区	6	債権管理回収事業	50.0	—	債権管理回収業務 の受託 資金の貸付
有限会社シー・エヌ・イ ンベストメンツ(注)2	東京都千代田区	3	不動産事業	50.0 (50.0)	—	—
ストラテック株式会社	東京都千代田区	100	その他の事業	43.0	—	役員の兼任 2名
その他2社						

(注) 1 「主要な事業の内容」の欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3 特定子会社であります。

4 有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツについては営業収益(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

5 連結子会社の(有)ジェイ・ワン・インベストメンツは債務超過会社であり、平成23年3月31日現在の債務超過の金額は1,540百万円であります。

主要な損益情報等

(単位：百万円)

	(有)ジェイ・ワン・イ ンベストメンツ
営業収益	959
経常利益	24
当期純利益	29
純資産額	△1,540
総資産額	13,490

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
債権管理回収事業	43 (2)
不動産事業	4 (-)
その他の事業	5 (1)
合計	52 (3)

- (注) 1 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 2 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
 3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 4 従業員数が当連結会計年度において7名減少しておりますが、主として組織体制の見直しに伴うものであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
48 (3)	42.4	4.9	4,708

セグメントの名称	従業員数(名)
債権管理回収事業	43 (2)
その他の事業	5 (1)
合計	48 (3)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員数であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
 4 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 5 従業員数が当事業年度において6名減少しておりますが、主として組織体制の見直しに伴うものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループに労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、輸出及び生産の増加や企業収益の一部に持ち直しの動きが見られたものの、失業率は高水準にあり、雇用・所得環境は依然厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、資産と負債の圧縮及びコストの削減、受託業務の拡大等による資金効率を高めた収益構造への転換を図ることを重点課題とし、経営改善に努めております。

当連結会計年度の営業収益につきましては、金融機関による不良債権処理が減少していることから、新たな不良債権の買取は低調に推移いたしました。既存保有債権の回収に努めたことから、買取債権回収高が4,748百万円(前連結会計年度比8.8%減)、不動産賃貸収入814百万円(同4.1%減)、その他の収益604百万円(同89.5%減)を合わせ、合計では6,168百万円(同47.9%減)となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権買取原価が3,066百万円(同20.3%減)、不動産賃貸原価75百万円(同31.7%減)、その他の原価178百万円(同96.0%減)を合わせ、合計では3,320百万円(同60.7%減)となりました。この結果、営業総利益は2,847百万円(同15.8%減)となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、出向解消による人件費の増加、既存債権の回収進捗により貸倒引当金の繰入れ額が減少したことなどから、主に給料手当247百万円(同18.7%増)、貸倒関連費用350百万円(同0.7%減)等を計上し、合計1,495百万円(同10.6%減)となりました。この結果、営業利益は1,351百万円(同20.9%減)となりました。

営業外収益は128百万円(同33.3%減)となり、また、営業外費用につきましては、主に支払利息972百万円(同43.3%減)により、合計で1,036百万円(同44.3%減)となりました。この結果、経常利益は443百万円(同985.7%増)となりました。

特別利益は96百万円(前連結会計年度比312.7%増)となり、主に日本振興銀行株式会社の投資有価証券評価損394百万円及び中小企業信用機構株式会社の投資有価証券売却損547百万円等を特別損失として計上したことにより、税金等調整前当期純損失△451百万円(前連結会計年度は税金等調整前当期純利益44百万円)となりました。

また、繰延税金負債の取崩しによる法人税等関連費用△49百万円、少数株主利益108百万円(前連結会計年度比6.9%減)の計上により、当期純損失は△510百万円(前連結会計年度は当期純利益406百万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 債権管理回収事業

債権管理回収事業につきましては、新たな不良債権の買取は低調に推移いたしました。既存債権の回収進捗により、営業収益5,113百万円(前連結会計年度比42.8%減)、営業利益607百万円(同45.3%減)となりました。

② 不動産事業

不動産事業につきましては、主に買取不動産に係る不動産賃貸収入の計上により、営業収益830百万円(前連結会計年度比70.7%減)、営業利益544百万円(同1.7%減)となりました。

③ その他の事業

その他の事業につきましては、営業収益224百万円(前連結会計年度比332.2%増)、営業利益200百万円(同333.2%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ1,642百万円増加し、3,836百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の増加は4,048百万円（前連結会計年度は8,649百万円の増加）となりました。これは、主に税金等調整前当期純損失が△451百万円（同、税金等調整前当期純利益44百万円）となったものの、非資金取引である貸倒関連費用が335百万円（同339百万円）及び投資有価証券評価損が427百万円（同19百万円）、投資有価証券売却損益が464百万円となり、買取債権に係る資金の純増額が3,037百万円（同2,211百万円の純増）となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の増加は870百万円（前連結会計年度は1,838百万円の減少）となりました。これは、主に投資有価証券の償還による収入が574百万円（同816百万円）、投資有価証券の売却による収入が172百万円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の減少は3,277百万円（前連結会計年度は6,472百万円の減少）となりました。これは、短期借入金に係る資金の純減額が821百万円（同6,826百万円の純減）、長期借入金に係る資金の純減額が1,149百万円（同2,350百万円の純減）、社債の償還による支出が500百万円（同250百万円）、制限付預金の預入による支出が400百万円（同380百万円）、少数株主への払戻による支出が406百万円となったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、債権の回収等の業務を行っており生産を行っていないため、生産実績及び受注状況について記載しておりません。

(1) 債権買取額及び不動産買取額

債権買取額は、次のとおりであります。

セグメントの名称	区分	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
		金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)
債権管理回収事業	債権買取額	1,633	92.3	28	69.3
不動産事業	不動産買取額	136	7.7	12	30.7
合計		1,769	100.0	41	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 買取債権の推移

買取債権の推移は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)				
期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額		期末残高 (百万円)
		当期回収額 (百万円)	貸倒償却額 (百万円)	
16,673	33	3,066	707	12,933

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 営業収益の内訳

営業収益の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
債権管理回収事業	8,946	75.6	5,113	82.9
不動産事業	2,839	24.0	830	13.5
その他の事業	51	0.4	224	3.6
合計	11,837	100.0	6,168	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

金融市場、不動産市況の低迷等の影響から、当社グループの事業環境及び財務環境は厳しい状況が続くなか、現在の資産と負債の圧縮並びにコストの削減に努め、これまで培ってきた債権管理回収業務及び不動産関連業務に関するノウハウを十分に生かし、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスのとれた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図ることが最優先の経営課題であると認識しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、特に下記の課題に重点をおき対処していく方針であります。

①資産と負債の圧縮

既存の買取債権の回収及び売却の促進による、取引金融機関からの借入金返済財源の確保

②資金効率を高めた収益構造への転換

債権回収業務及び不動産関連業務に関する受託業務、アドバイザー業務の拡大により、有利子負債調達に過度に依存せず安定的な収益を獲得

③固定費の圧縮による経費削減

現状の事業規模に見合った組織体制構築等による経費抑制の維持

④新規事業の開発

将来の収益基盤の拡大を図るため、債権管理回収業務及び不動産関連業務に関するノウハウを十分に生かした新規事業を開発

⑤資本政策の検討

財務基盤の強化を図るため、企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社及び当社子会社）が判断したものであります。

1 事業環境の変化について

(1) 不良債権処理の動向

サービサー法の施行以降、金融機関による不良債権処理の活発化に伴い、不良債権の流動化市場は順調に拡大してまいりました。しかしながら、急激な経済環境の変化等による影響から、近年は金融機関による不良債権処理は鈍化しており、不良債権流動化市場は停滞・縮小傾向にあります。恒常的に発生する不良債権により、不良債権流動化市場及びその処理ニーズは、一定の水準を維持するものと思われませんが、市場の停滞・収縮は、債権回収業務をコアビジネスとする当社グループの収益の減少につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成22年6月30日時点では、債権管理回収会社が取扱った債権の数及び取扱債権額（債権回収会社が管理回収の委託を受けた債権及び譲り受けた債権の数及び合計額）は、それぞれ9,031万件（平成21年12月31日時点の調査から7.8%の増加）、293兆円（同5.1%の増加）に達しております（平成22年12月24日付法務省プレスリリース「債権回収会社（サービサー）の業務状況について（概要）」）。

(2) 債権の買取について

サービサー法によれば、債権管理回収業は法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ営むことができないとされていますが、平成22年6月30日時点における債権管理回収業の営業会社数は100社となっており(平成22年12月24日付法務省プレスリリース「債権回収会社(サービサー)の業務状況について(概要)」)、その競争は激しくなっております。当社は特定金銭債権の種類ごとに区分された独自のプライシング基準の見直しやデューデリジェンスの精度の向上等に努めておりますが、当社グループが常に特定金銭債権の買取において競争力を維持することができる保証はなく、特定金銭債権を買取ることができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、競争の激化により、今後特定金銭債権の買取価格の水準が高騰したり、受託手数料が低下した場合には債権回収による利益率が下落し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 回収期間の長期化

当社は、債務者の状況や事情を勘案し、助言及び返済条件の変更等のコンサルティングを行った上で、債務者との間で個別の和解契約を締結し、当該契約に基づき一括又は分割返済による支払を受け又は法的手続きを実行するなどして、特定金銭債権の管理及び回収を行っております。

しかし、急激な景気後退などの影響から既存債権が不良化し、回収期間が長期化する可能性があります。当社は、回収方法及び回収期間をも考慮にいたしたプライシング基準を適用することにより対処していく所存ですが、今後、かかる傾向に拍車がかかる場合には、買取債権の投資効率が悪化し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不動産市況及び流動性について

昨今の経済状況の影響から、不動産市場は一部に回復の兆しが見られるものの、依然低調に推移しております。また、東日本大震災の影響は不透明な状況となっております。当社は、債権管理回収業において不動産担保付債権を取扱っており、また、連結子会社の有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツは、当社業務に関連して不動産事業を行っていることから、このような市場環境が長期化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 法的規制について

(1) 債権管理回収業に関する特別措置法の概要

① 許可

債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ営むことができません。当社はかかる許可を平成13年10月25日に取得しています(許可番号第58号)。今後、当社が債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をした場合等には、サービサー法第24条に基づき業務停止命令あるいは許可取消処分を受け、債権管理回収業を営むことができなくなるため、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

また、許可基準はサービサー法に規定されておりますが、今後、許可基準が緩和されたことにより、債権回収会社の数が急激に増加し、当社の特定金銭債権の買取・回収業務件数が減少した場合には、当社グループの営業収益及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 業務の範囲

当社は、サービサー法の適用を受けており、原則として債権管理回収業及びその附随業務以外の業務を営むことができません。当社がそれ以外の業務を営むためには法務大臣から兼業についての承認を受ける必要がありますが、今後当社が事業範囲の拡大を意図しても法務大臣の兼業承認がなされるか否かは不確実であり、法務大臣の承認が受けられない場合には、事業範囲を拡大することができず、当社グループの事業の遂行及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

なお、当社は、現在、古物営業、貸金業、不動産関連事業(債権処理及び再生業務に関連するもの)、投資業、コンサルティング業、事務代行業について兼業承認を受けております。

③ その他の規制

サービサー法は、債権回収会社に対して、特定金銭債権の弁済を受けた際の受取証書の交付義務、債権証書の返還義務等、業務上遵守しなければならない事項を定めています。今後の同法等の改正により、新たな規制が設けられた場合には、当社グループの業務遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、債権回収会社は、事業報告書の提出、監査・立入検査等を通じて、法務大臣の監督を受けており、法務大臣は債権回収業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、債権回収会社に対して業務の改善を命じることができます。当社は、サービサー法、その他関連諸法令等を遵守して業務を遂行しており、これまで業務改善命令を受けたことはありませんが、今後何らかの事情により業務の改善を命じられた場合には、当社グループの業務遂行に支障が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 古物営業法

当社グループが取得するリース債権又は割賦債権に動産担保権が設定されている場合、当社は当該担保権の目的たる動産を廃棄処分するか、又はこれを転売することがありますが、このような古物の売買等を営業として行う場合には、古物営業法に基づき都道府県公安委員会の許可を受けることが必要です。このため、当社は、東京都公安委員会より古物商の許可を取得しており(許可番号東京都公安委員会第301020308468号)、サービサー法に基づく兼業承認を受けておりますが、今後何らかの理由により営業の停止命令あるいは許可取消処分を受けた場合等には、当社グループの事業遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 宅地建物取引業法

債権回収会社が特定金銭債権の担保権を実行し、競売手続により債権回収を行うことは債権管理回収業に含まれるため、宅地建物取引業法の適用は受けません。しかし当社は、債権管理回収業に附随して、特定金銭債権に関する担保不動産の売買、交換若しくは賃借又はその代理若しくは媒介を行う業務を営んでおり、かかる業務を営むには宅地建物取引業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事の免許が必要です。当社は同免許を平成15年9月5日に取得しており(免許証番号東京都知事(2)第82273号)、サービサー法に基づく兼業承認を受けておりますが、何らかの理由により業務停止処分あるいは免許取消処分を受けた場合等には、当社グループの事業遂行及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、連結子会社の有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツは、当社業務に関連して不動産の売買、賃貸借及びその仲介等の業務を行うため、宅地建物取引業免許を取得しております(免許証番号東京都知事(2)第83405号)。

(4) 共同買取に関する法規制

当社グループは、自ら又は他の投資会社と共同して特定金銭債権の共同買取業務を行っております。当社グループは共同買取業務を行うに当たって、以下の法律の制約を受ける可能性があります。

① 不動産特定共同事業法・宅地建物取引業法

当社グループが現在行っている共同買取業務においては、債権買取ビークル(商法に規定される匿名組合)は不動産の自己競落(競売を申し立てた債権者が自分で落札すること)して第三者に売却する場合があるため、不動産特定共同事業法及び宅地建物取引業法の適用を受ける可能性があります。

② 貸金業法

共同買取業務を行うに際して、当社が当社の子会社ではない会社に対して資金の貸付を行う場合には貸金業の規制等に関する法律の適用を受ける可能性があります。当社は、今後の共同買取業務において、債権買取ビークルに対して柔軟に資金貸付を行うことを目的として、東京都に貸金業の登録をしており（登録番号東京都知事(3)第28639号）、同業務につきサービサー法に基づく兼業承認を受けております。

3 現在の事業体制に関するリスク

(1) 小規模組織であることについて

平成23年3月末現在における当社組織を構成する人員は、役員8名（取締役5名、監査役3名）及び従業員52名（当社グループ外への出向者、臨時従業員、派遣社員を除き当社グループへの出向者を含む）と小規模であり、内部管理体制もこのような小規模な体制に応じたものとなっております。

今後は、当社グループ事業を取り巻く環境を勘案しながら適正な人員数を維持する方針であります。何らかの理由により突発的な人材の流出等が発生し、代替要員の不在ひいては事務引継手続の遅延等が生じた場合には、当社グループの業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 借入金依存度が高いことについて

① 資金調達

当社は、営業キャッシュ・フローを補うため、金融機関等からの有利子負債による調達などを行なってまいりました。平成23年3月末現在の総資産有利子負債比率は74.3%になっており、借入金への依存が相当高い状況にあります。今後も借入金依存度は高い水準で推移することが予想されることから、金融市場の信用収縮が更に長期化し金融機関からの借入が実施できない場合には、債権の買取が実施できず、当社グループの事業に影響があることが懸念されます。

② 調達金利

上記のとおり、当社は借入に依存する度合いが高いため、今後、経済情勢の変動により金利が急激に上昇した場合には支払利息が収益を圧迫し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

③ 主要借入先の状況

当社グループの主要借入先であった日本振興銀行株式会社は、平成22年9月10日、金融庁の行政処分により預金保険機構の管理下に置かれ、同年9月13日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。その後、当社グループの同行からの借入金は平成23年5月27日付をもって、株式会社整理回収機構に譲渡されております。

同社に対しては、適時、借入金の期限延長等の要請を行ってまいりますが、期限延長等の協議が今後合意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

(3) 優秀な人材の確保について

当社における金融機関等に向けた特定金銭債権の買取営業、債権のプライシング、債権回収業務等の業務については、これらの業務に関する高度な知識、スキル及び経験を要するものであるため、このような能力を有する優秀な人材を確保することが当社グループの事業を維持、成長させるために必要であり、当社グループの経営の重要な課題と認識しております。

しかしながら、当社の求める人材が十分に確保できない場合には、当社グループの事業推進に影響が出る可能性があるとともに、業績にも影響を与える可能性があります。

(4) 内部管理体制について

当社の内部管理体制は、企業規模に応じたものとなっております。今後は、特定の人員に過度に依存しないよう、優秀な人材の確保や育成により経営体制を整備し、全般的経営リスクの軽減に努めるとともに、内部管理体制も強化・充実させていく予定であります。

しかしながら、事業の拡大や人員の増強に対して、適切かつ十分な組織の整備等ができるか否かは不確実であり、これらが不十分な場合は、当社グループの業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

4 顧客情報について

当社は、債権管理回収業の遂行上、債務者たる顧客に関する情報を保有しており、個人情報保護法に規定される個人情報取扱事業者であります。当社におきましては、個人情報保護方針及び個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを策定し、個人情報の保護管理に関する規程等の整備、顧客情報への閲覧権者を制限する債権管理システムの導入、また、個人情報を取扱う従業員等に対して個人情報保護に必要な教育、監督を徹底し、顧客の個人情報や取引内容等が漏洩することのないように留意しております。

しかしながら、不正行為によるシステム侵入や当社担当者の過誤等の不測の事態により顧客情報が外部へ流出し、当社の管理責任が問われた場合、当社グループの信用が低下し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5 取締役弁護士について

サービサー法上、債権回収会社においては、少なくとも1名の弁護士を業務に従事する取締役とすることが要求されています。当社は、取締役弁護士として弁護士豊嶋秀直氏を選任しておりますが、同氏が何らかの理由により、当社の取締役としての業務を行うことが困難となり、後任の弁護士たる取締役が速やかに選任されない場合には、当社の債権管理回収業務の遂行に影響を及ぼす可能性があります。

6 ストックオプションの付与について

当社は、当社の業務に従事する者の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、また優秀な人材を確保することを目的に、ストックオプション制度を採用しており、旧商法並びに会社法に基づいて、新株予約権(ストックオプション)を付与しております。

平成23年3月末現在において、当社の取締役、監査役及び従業員に対して付与された新株予約権の目的たる株式の総数は3,110株であり、当該株式の総数は、平成23年3末日現在の発行済株式総数1,712,440株(普通株式)の0.2%に相当しております。

これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、当社株価形成に影響を与える可能性があります。また当社は今後も優秀な人材確保のために、ストックオプションのようなインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しており、今後も新たに新株予約権を付与する可能性があります。

7 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループの主要借入先であった日本振興銀行株式会社は、平成22年9月10日、金融庁の行政処分により預金保険機構の管理下に置かれ、同年9月13日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。その後、同行からの借入金は平成23年5月27日付をもって、株式会社整理回収機構に譲渡されました。また、株式保有先であった中小企業信用機構株式会社が、平成23年1月28日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。

このような状況下、当連結会計年度末において当社グループは、同行から10,541百万円の借入金、平成22年10月22日に民事再生開始の決定を受けた中小企業保証機構株式会社から803百万円及びその他の中小企業振興ネットワーク企業2社から5,780百万円の借入金があり、その他の中小企業振興ネットワーク企業2社から優先匿名組合出資の受入による2,633百万円の資金調達を行っております。

また、重要な後発事象に記載のとおり、当社グループが2,642百万円の債務保証を行っているターンアラウンド債権回収株式会社が平成23年6月13日に破産手続開始の申立てを行ったことに伴い、株式会社整理回収機構より債務保証の履行を求められる可能性が生じております。

同行からの借入金が株式会社整理回収機構に譲渡されて以降、同社及びその他の資金調達先とは、適時、期限延長等の契約更新手続きを行っておりますが、その期限延長等の期間は短期的であり、当該協議が今後合意に至らない場合には、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針

① 債権回収原価の計上基準について

債権回収原価の計上について当社グループは、債権の返済条件によって償却原価法と回収原価法の両方法を適用しております。

償却原価法とは、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 平成12年1月31日会計制度委員会第14号）のとおり、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローの合計額と取得原価との差額について実効利率を求め、この実効利率に基づいて債務者からの入金額を元本の回収と利益とに区分する方法であります。当社グループは、将来キャッシュ・フローが合理的かつ計画的に見積れる債権について会社所定のルールに基づき償却原価法により処理しております。

一方、回収原価法とは、債務者からの回収額を優先して元本（当社の買取金額）に充当し、回収額が元本を超過した部分を利益として認識する方法であります。回収原価法を採用する場合は、①債務者からの一括弁済、②破産債権等の配当金による回収、③譲渡通知等の通知による顧客の任意支払、④法的執行による回収、⑤第三者からの任意支払の場合等があげられ、これらはいずれも見積りキャッシュ・フローを合理的かつ計画的に見積ることができないため、償却原価法が適用できませんので回収原価法を採用しております。また、償却原価法を適用していた債権について、当社との和解内容による弁済に遅れが生じ、会社所定の期限以内に遅延分の弁済を受け、その後、和解内容どおりの弁済を受けられない場合には、回収原価法に切り替えることとしております。

② 貸倒引当金の計上基準について

当社グループが主として取扱う債権は、譲渡元金融機関において不良化したとして認識された債権であります。当社グループは、債権のリスクとリターンを分析し、期待収益率に基づいた将来キャッシュ・フローをディスカウントした債権価格（投資現在価値）で当該債権を買取っており、既に当社グループとして回収可能性を反映したもとの買取債権価額となっているため、一般的な債権に対する貸倒引当金と同様に、各決算期の買取債権残高に対して貸倒引当金を計上しております。具体的には、貸倒実績率により計上する一般引当金と、債権買取からの経過期間及び債務者の財務状況等を勘案し個別に回収不能見込額を計上する個別引当金からなっております。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度の資産合計は、27,233百万円（前連結会計年度比11.4%減）であり、このうち買取債権は12,933百万円（同22.4%減）、買取不動産は8,577百万円（同0.4%減）、また、これらの資産に対するものを含めた貸倒引当金は2,930百万円（同11.3%減）となりました。

負債合計は20,838百万円（同11.3%減）であり、このうちの主なものは、長期借入金及び短期借入金等の有利子負債20,245百万円（同10.9%減）であり、総資産有利子負債比率は74.3%となりました。

利益剰余金が当期純損失の計上により510百万円減少したことから、株主資本は2,526百万円（同16.8%減）となりました。また、その他有価証券評価差額金14百万円（同67.0%減）、新株予約権62百万円（同9.4%減）、少数株主持分3,792百万円（同7.3%減）を合わせて純資産額は6,394百万円（同11.7%減）となりました。なお、自己資本比率は9.3%となり前連結会計年度に比べ0.7ポイント減少いたしました。

① 買取債権

買取債権につきましては12,933百万円（前連結会計年度末比22.4%減）となりました。これは、当期買取による増加額が28百万円（同98.3%減）、回収及び貸倒れによる減少額がそれぞれ3,066百万円（同20.3%減）、707百万円（同40.9%減）となった結果であります。

買取した債権からの買取債権回収高が当社グループの利益の源泉であり、その多寡により業績は大きく左右されることとなる為、今後につきましても金融機関等の開拓及び取引を拡大、良質債権の選定と効果的な買取をし、更なる買取債権の増加を目指してまいります。

② 貸倒引当金

買取債権に伴う貸倒引当金につきましては、2,358百万円（前連結会計年度末比13.2%減）となりました。これは、一般引当金については21百万円（同65.5%減）、個別引当金は2,336百万円（同12.0%減）となった結果であります。当社グループは、会社所定の貸倒引当金計上基準の採用により、健全な財務体質の構築に努めております。

③ 有利子負債

有利子負債につきましては、短期借入金が15,299百万円（前連結会計年度末比5.1%減）、長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）が4,946百万円（同18.9%減）、となり、有利子負債合計額は20,245百万円（同10.9%減）、総資産有利子負債比率は74.3%となりました。当社グループは借入金依存度が高い状況であるため、今後も調達手段の多様化や取引先との条件改善交渉等により安定した資金の確保に努めてまいります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ1,642百万円増加し、3,836百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動による資金の増加は4,048百万円（前連結会計年度は8,649百万円の増加）となりました。これは、主に税金等調整前当期純損失が△451百万円（同、税金等調整前当期純利益44百万円）となったものの、非資金取引である貸倒関連費用が335百万円（同339百万円）及び投資有価証券評価損が427百万円（同19百万円）、投資有価証券売却損益が464百万円となり、買取債権に係る資金の純増額が3,037百万円（同2,211百万円の純増）となったことによるものであります。

投資活動による資金の増加は870百万円（前連結会計年度は1,838百万円の減少）となりました。これは、主に投資有価証券の償還による収入が574百万円（同816百万円）、投資有価証券の売却による収入が172百万円となったことによるものであります。

財務活動による資金の減少は3,277百万円（前連結会計年度は6,472百万円の減少）となりました。これは、短期借入金に係る資金の純減額が821百万円（同6,826百万円の純減）、長期借入金に係る資金の純減額が1,149百万円（同2,350百万円の純減）、社債の償還による支出が500百万円（同250百万円）、制限付預金の預入による支出が400百万円（同380百万円）、少数株主への払戻による支出が406百万円となったことによるものであります。

(4) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度の営業収益につきましては、金融機関による不良債権処理が減少していることから、新たな不良債権の買取は低調に推移いたしました。既存保有債権の回収に努めたことから、買取債権回収高が4,748百万円（前連結会計年度比8.8%減）、不動産賃貸収入814百万円（同4.1%減）、その他の収益604百万円（同89.5%減）を合わせ、合計では6,168百万円（同47.9%減）となりました。

② 営業費用

買取債権回収高に伴う債権買取原価が3,066百万円（同20.3%減）、不動産賃貸原価75百万円（同31.7%増）、その他の原価178百万円（同96.0%減）を合わせ、合計では3,320百万円（同60.7%減）となりました。この結果、営業総利益は2,847百万円（同15.8%減）となりました。

③ 販売費及び一般管理費

出向解消による人件費の増加、既存債権の回収進捗により貸倒引当金の繰り入れ額が減少したことなどから、主に給料手当247百万円（同18.7%増）、貸倒関連費用350百万円（同0.7%減）等を計上し、合計1,495百万円（同10.6%減）となりました。この結果、営業利益は1,351百万円（同20.9%減）となりました。

④ 営業外収益及び営業外費用

営業外収益は、128百万円(同33.3%減)となり、また、営業外費用につきましては、主に支払利息972百万円(同43.3%減)により、合計で1,036百万円(同44.3%減)となりました。この結果、経常利益は443百万円(同985.7%増)となりました。

⑤ 特別利益及び特別損失

特別利益は96百万円(前連結会計年度比312.7%増)となり、主に日本振興銀行株式会社の投資有価証券評価損394百万円及び中小企業信用機構株式会社の投資有価証券売却損547百万円等を特別損失として計上したことにより、税金等調整前当期純損失△451百万円(前連結会計年度は税金等調整前当期純利益44百万円)となりました。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、事業等のリスクに記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

株式会社整理回収機構及び中小企業保証機構株式会社を始めとするその他の中小企業振興ネットワーク企業に対して、引き続き借入金の期限延長の要請及び保証債務に関する今後の対応についての協議を行ってまいります。さらに、当社の企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務及び不動産関連業務における受託業務・アドバイザー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費削減により、安定した収益構造の確立を図ってまいりました。当連結会計年度においては、保有する日本振興銀行株式会社及び中小企業信用機構株式会社の株式に係る特別損失942百万円を計上し、当期純損失510百万円を計上することになったものの、経常利益443百万円を計上し、営業キャッシュ・フローについても4,048百万円の収入となっており、引き続き安定した収益基盤の確立を推進することにより、借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における記載すべき重要な設備投資等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける重要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(単位：百万円)			従業員数 (名)
			建物	器具備品	合計	
本社 (東京都千代田区)	債権管理回収事業 不動産事業 その他の事業	業務施設	2	4	6	48 (3)

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 本社物件は、賃借物件であり、床面積は527.48㎡、年間賃借料は28百万円(共益費含む。)であります。

3 従業員は就業人員数であり、臨時従業員の年間平均雇用人員数を()内に外数で記載しております。

4 上記の他、リース設備の主なものとして、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
本社 (東京都千代田区)	債権管理回収事業	債権回収業務 システム及び ソフトウェア 等	一式	3～4年	13	10

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
第1回第一種優先株式	20,000
第2回第一種優先株式	10,000
第3回第一種優先株式	10,000
計	3,240,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,712,440	1,712,440	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。
第1回第一種 優先株式	20,000	20,000	—	(注) 2
計	1,732,440	1,732,440	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第1回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。

(2) 第1回第一種優先配当金

①第1回第一種優先配当金（期末配当）

当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主（以下「第1回第一種優先株主」という。）又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先配当金」という。）（但し、平成22年3月31日を基準日とする第1回第一種優先配当金の額は6,049円とする。）を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

②累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回第一種優先株式1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額（以下「未払第1回第一種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金（以下「累積未払第1回第一種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金（第1回第一種優先期中配当金を含む。）及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

③非参加条項

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金（累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分

割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) 第1回第一種優先期中配当金

当社は、毎年3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間で月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される金額（1円未満を切り捨てる。）を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先期中配当金」という。）（但し、平成22年3月30日までの間を期中配当基準日とする第1回第一種優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。）を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払第1回第一種優先配当金の合計額を加えた額を支払う。

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(5) 議決権

第1回第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、第1回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日（以下、本項において、「取得日」という。）をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(8) 金銭を対価とする取得請求権

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。）。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(9) 優先順位

第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当（当社定款第8条の2第2項に規定する累積条項に基づくものを含む。）の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年8月7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	1,150個	1,150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,150株(注)1	1,150株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	59,955円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成23年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 59,955円 資本組入額 29,978円	同左
新株予約権の行使の条件	①当社取締役 権利行使時において、原則として、当社取締役の地位 を有していることを要する。 ②当社執行役員 権利行使時において、原則として、当社及び当社の子 会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地 位を有していることを要する。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下、「組織再編成行為」という。）をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の数

組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(7) 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

②平成18年 8月 7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の数	1,960個	1,900個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していない ため、単元株式数はない。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,960株(注) 1	1,900株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	51,960円(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 9月 1日～ 平成23年 8月 6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 51,960円 資本組入額 25,980円	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる 1 株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
- (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日(注)1	536,400	1,072,800	—	1,695	—	1,481
平成18年4月1日 ～ 平成19年3月31日(注)2	11,520	1,084,320	36	1,731	36	1,517
平成19年4月1日 ～ 平成20年3月31日(注)3	3,040	1,087,360	5	1,736	4	1,522
平成20年4月1日 ～ 平成21年3月31日(注)4	80	1,087,440	0	1,736	0	1,522
平成21年3月27日(注)5	625,000	1,712,440	300	2,036	300	1,822
平成21年6月29日(注)6	20,000	1,732,440	1,000	3,036	1,000	2,822

(注) 1 株式分割(1:2)

2 新株予約権の権利行使

3 新株予約権の権利行使

4 新株予約権の権利行使

5 第三者割当増資 発行価額960円 資本組入額480円

割当先 中小企業信販機構株式会社、株式会社インデックス・ホールディングス

6 第1回第一種優先株式発行による第三者割当増資 発行価額100,000円 資本組入額50,000円

割当先 中小企業保証機構株式会社

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	2	7	36	14	5	6,940	7,004	—
所有株式数 (株)	—	57,415	4,036	1,336,482	9,530	329	304,648	1,712,440	—
所有株式数 の割合(%)	—	3.35	0.24	78.04	0.56	0.02	17.79	100.00	—

(注) 証券保管振替機構名義の株式はありません。

第1回第一種優先株式

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	20,000	—	—	—	20,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.0	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社インデックス	東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号	312,500	18.0
中小企業信販機構株式会社	東京都千代田区九段南4丁目2番11号	312,500	18.0
N I Sグループ株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号 虎ノ門ファーストガーデン9階 (登記簿上の本店所在地 愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6)	252,278	14.6
中小企業保証機構株式会社	大阪府大阪市西区京町堀1丁目4番16号	172,270	9.9
中小企業信用機構株式会社	東京都墨田区両国1丁目10番7号	153,139	8.8
株式会社関西フィナンシャル・ポート	大阪府大阪市西区京町堀1丁目4番16号	77,000	4.4
株式会社N I Sリアルエステート	東京都墨田区両国1丁目10番7号	75,270	4.3
日本振興銀行株式会社	東京都千代田区神田司町2丁目7番	54,300	3.1
合田 益己	東京都北区	15,383	0.9
寄岡 正一	愛媛県松山市	8,440	0.5
計	—	1,433,080	82.7

所有議決権数別

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
株式会社インデックス	東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号	312,500	18.2
中小企業信販機構株式会社	東京都千代田区九段南4丁目2番11号	312,500	18.2
N I Sグループ株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号 虎ノ門ファーストガーデン9階 (登記簿上の本店所在地 愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6)	252,278	14.7
中小企業信用機構株式会社	東京都墨田区両国1丁目10番7号	153,139	8.9
中小企業保証機構株式会社	大阪府大阪市西区京町堀1丁目4番16号	152,270	8.9
株式会社関西フィナンシャル・ポート	大阪府大阪市西区京町堀1丁目4番16号	77,000	4.5
株式会社N I Sリアルエステート	東京都墨田区両国1丁目10番7号	75,270	4.4
日本振興銀行株式会社	東京都千代田区神田司町2丁目7番	54,300	3.2
合田 益己	東京都北区	15,383	0.9
寄岡 正一	愛媛県松山市	8,440	0.5
計	—	1,413,080	82.5

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第一種優先株式 20,000	—	1 (1) ②発行済株式の注2に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,712,440	1,712,440	1 (1) ②発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,732,440	—	—
総株主の議決権	—	1,712,440	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

- ① 当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成18年8月7日の取締役会において決議されたものであります。
当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- ② 当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成18年8月7日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	① 当社従業員 80名 ② 当社顧問 6名 ③ 関係会社の取締役 1名 ④ 関係会社の従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策として位置付け、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に判断しながら配当による利益還元を行っていきこととしており、グループ経営の成果指標である連結当期純利益に応じた配当を、中間及び期末の年2回実施することを基本方針としております。

しかしながら、当連結会計年度におきましては、連結当期純損失を計上したことから、株主の皆様には大変申し訳なく存じますが、当期及び次期の配当金につきましては見送ることとさせていただきます。今後につきましては早期の復配を実現すべく、更なる経営改善を図り安定的に利益が計上できる収益構造を構築してまいります。

なお、当社は、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨及び中間配当ができる旨をそれぞれ定款に定めております。

4 【株価の推移】

- (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	97,900	42,400	14,650	4,510	1,989
最低(円)	28,200	11,600	432	1,300	505

(注) 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

第1回第一種優先株式

当社第1回第一種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

- (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	875	1,065	1,035	1,130	920	838
最低(円)	535	558	725	769	749	505

(注) 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

第1回第一種優先株式

当社第1回第一種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	執行役員投資 事業部長	森 泉 浩 一	昭和42年4月3日	平成15年11月 株式会社グラックス・アンド・ア ソシエイツ取締役 平成17年2月 当社アセットマネジメント部副部 長 平成17年7月 アセットマネジメント部長付部長 平成17年9月 アセットマネジメント部長 平成18年8月 執行役員アセットマネジメント部 長 平成19年6月 取締役兼執行役員アセットマネジ メント部長 平成19年12月 取締役兼執行役員投資事業部長 平成21年6月 常務取締役兼執行役員投資事業部 長 平成22年4月 代表取締役社長兼執行役員投資事 業部長(現任)	(注) 3	普通株式 624
常務取締役	執行役員経 営管理部長	山 口 達 也	昭和46年4月5日	平成6年4月 株式会社ニッシン(現NISグループ 株式会社)入社 平成15年10月 同社経営企画部副部長 平成16年3月 当社経営企画部長 平成17年11月 経営企画部長兼総務部長 平成18年8月 執行役員経営管理部長 平成19年6月 常務取締役兼執行役員経営管理部 長(現任)	(注) 3	普通株式 2,165
取締役	執行役員	児 玉 讓	昭和28年2月15日	昭和62年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和62年4月 飯沼総合法律事務所入所 平成18年1月 同事務所パートナー(現任) 平成23年6月 当社取締役兼執行役員(現任)	(注) 1、3	—
監査役 (常勤)		白 石 幸 雄	昭和19年9月6日	昭和39年10月 東邦生命保険相互会社入社(現AIG エジソン生命保険株式会社) 平成17年3月 当社内部監査担当 平成17年11月 当社内部監査部長 平成19年2月 当社事務企画部長付部長 平成19年12月 当社事務管理部長 平成21年2月 当社監査役(現任)	(注) 4	普通株式 108
監査役		松 本 健 吾	昭和50年1月13日	平成11年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成11年4月 片岡総合法律事務所入所 平成13年7月 永山法律事務所入所 平成15年1月 松本総合法律事務所開設 平成23年6月 当社監査役(現任)	(注) 2、5	—
監査役		池 田 勉	昭和46年10月16日	平成7年10月 青山監査法人入所 平成17年2月 池田公認会計士事務所開設 平成20年5月 赤坂有限責任監査法人代表社員(現 任) 平成23年6月 当社監査役(現任)	(注) 2、5	—
計						2,897

- (注) 1 取締役児玉讓は、「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士であります。
- 2 監査役松本健吾及び池田勉の両名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役白石幸雄の任期は、平成21年2月開催の臨時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役松本健吾及び池田勉両名の任期は、それぞれ平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

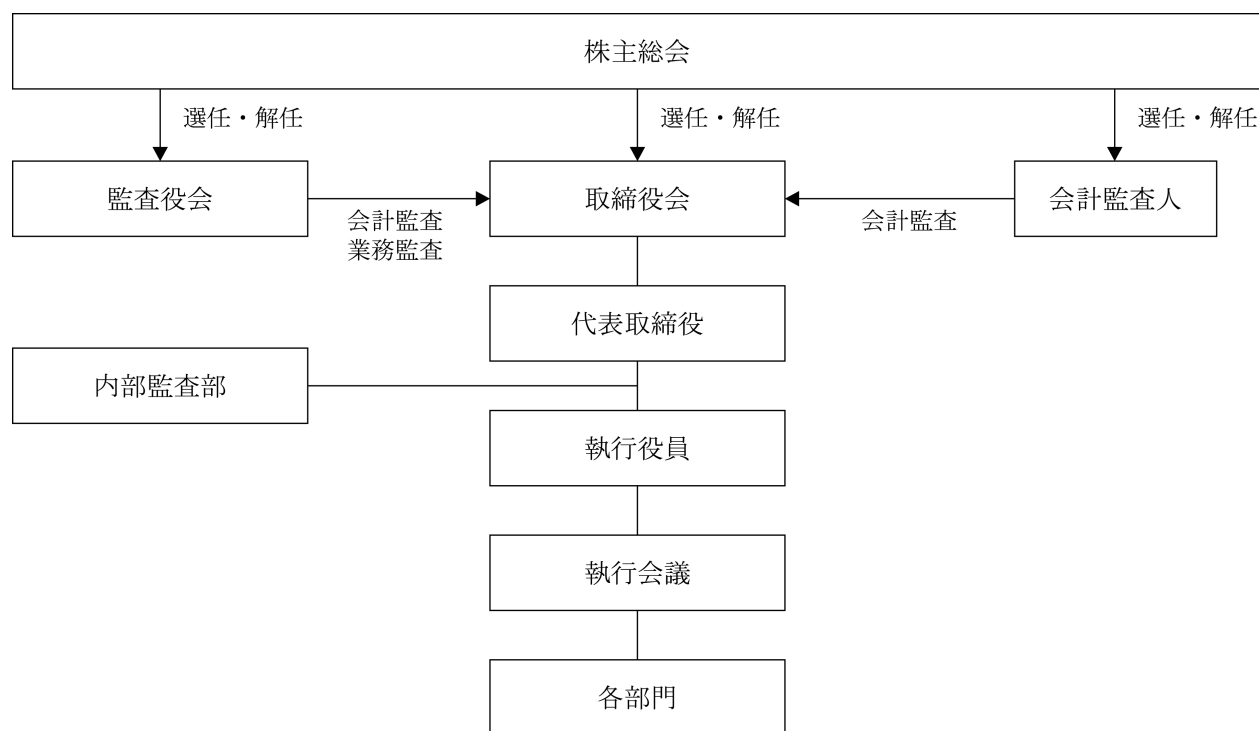
(a) 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、平成23年6月27日現在、取締役会は3名で構成されており、3名中1名は「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士であります。また監査役会は3名で構成されており、3名中2名が社外監査役であります。

取締役会は毎月1回の定例取締役会と、必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催しており、経営戦略の決定、重要事項の付議のほか、業績の進捗状況、業務の執行状況が報告されており、取締役弁護士及び監査役会は、経営全般及び個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述と監督を行なっております。

また、経営の効率化及び責任と権限の明確化を図るため、執行役員制度を導入しており、5名の執行役員（取締役兼務3名及び 管理部長、法務部長兼事務管理部長）と常勤監査役1名が出席し、毎月1回の執行会議を開催しております。執行会議においては、取締役会が定めた基本方針に基づく具体的活動方針の決定、業務執行状況の確認を行っております。

当社は、取締役弁護士1名を含む取締役会と執行役員制度の導入により、取締役会の経営監督機能の強化、意思決定の効率化及び責任と権限の明確化を図り、社外監査役を中心とする監査役会と取締役会の連携により経営監視機能を強化することを目的として、現状の監査役会設置会社形態を採用しております。



(b) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが経営の重要課題と認識し、平成18年5月に取締役会において決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に則り、内部統制システム及びリスク管理体制の構築・整備を進めております。

なお、当該基本方針に基づく、主な体制整備の状況は以下のとおりであります。

- i. コンプライアンス体制におきましては、当社取締役弁護士1名が、経営の重要事項の決定、業務の進捗状況の確認・監督を行っております。また、当社の業務執行上、適用を受けるサービス法に関する確認は事務管理部及び法務部が担当しており、必要に応じて外部弁護士への確認を行っております。
- ii. リスク管理体制におきましては、経営管理部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理することとしております。また、開示を要する可能性のある重要事実（リスク）が発生した場合、経営管理部は当該情報の一元管理を行うとともに、適時開示の必要性、開示内容等について速やかに検討することとしております。
- iii. 情報管理体制におきましては、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定及び重要な業務執行に関する情報並びに文書等に関して、「文書管理規程」、「文書管理細則」に基づき適切に保存及び管理することとしております。
- iv. 当社グループの業務の適正確保に関する体制におきましては、経営管理部は「関連会社管理規程」に基づきグループ管理を行い、内部監査部は、定期的にグループ会社の監査（業務監査・内部統制監査）を行うこととしております。

(c) 責任限定契約の内容

当社は、現行定款において、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づく社外役員との責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役又は社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

② 内部監査及び監査役監査

(a) 内部監査

内部監査は、内部監査部（2名）が担当しており、会社業務の適正な運営並びに財産の保全を図るとともに、不正過誤を防止し、業務効率の改善を図り、事業の健全な発展に努めております。

内部監査の手続きにつきましては、当社の定める「内部監査規程」に基づき、年度計画を立案し代表取締役社長の承認を得たうえで監査を実施しており、改善を要する事項については改善指示書を被監査部門長に通知し、改善措置を要請しております。なお、監査報告は代表取締役社長、監査役に書面にてなされるとともに、執行会議において報告されております。

(b) 監査役監査

当社の監査役は3名で構成されており、3名中2名が社外監査役であります。なお、社外監査役池田勉氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は原則として年12回開催しております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及び重要会議への出席のほか、財産の状況の調査等を通じ、取締役会の意思決定及び業務執行に対する監査を行っております。

なお、監査役会に専任スタッフは置いておりませんが、必要に応じて内部監査部を中心とした関係各部門が監査役をサポートしております。

(c) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、監査と内部統制部門との関係

内部監査専任者及び常勤監査役は、会計監査人による会計監査に立会のうえ、適時意見交換するとともに、必要に応じ相互協議を行っております。

また、内部監査専任者及び常勤監査役は、経営管理部、事務管理部及び法務部などの内部統制部門に対して、定期的な監査を実施するとともに各部門長と適時意見交換を行っております。

③ 社外取締役及び社外監査役

現在社外取締役は選任しておらず、社外監査役は2名であります。

(a) 社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

社外監査役松本健吾、池田勉の両氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(b) 社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外監査役松本健吾氏は弁護士であり、池田勉氏は公認会計士であります。

社外監査役の両氏には、法令及び会計についての高度な能力・識見並びに専門的な知識・経験等に基づき客観的な立場から当社の監査を行ってもらい、取締役会とも連携することで、当社の監査体制の強化、取締役会の意思決定及び業務執行に対する監督機能の強化を図ることを目的に選任しております。

また、社外監査役松本健吾、池田勉の両氏は、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の生じる恐れはないものと考えております。

(c) 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

現在社外取締役は選任しておりませんが、取締役会3名中1名は「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士であります。また、監査役会は3名中2名が社外監査役であり、それぞれ弁護士及び公認会計士の資格を有する専門性並びに独立性の高い社外監査役であるため、取締役弁護士と社外監査役が連携を図ることにより、経営監督及び監査体制が強化できるものと考えております。

(d) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会において、経営全般及び個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述と監督を行います。

また、社外監査役は、内部監査専任者及び常勤監査役と、定期的に監査役監査及び会計監査に関して意見交換及び相互協議を行い、経営管理部、事務管理部及び法務部などの内部統制部門に対して、監督又は監査を実施するとともに各部門長と適時意見交換を行います。

④ 役員の報酬等

(a) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	41	41	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	6	6	—	—	—	1
社外役員	3	3	—	—	—	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬等の額には、平成22年6月25日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対するものが含まれております。なお、期末現在、無報酬の取締役1名が存在しております。
 3. 平成22年6月25日開催の株主総会終結の時をもって退任した社外取締役4名及び当事業年度中に退任した社外取締役2名は無報酬であります。

(b) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

(c) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(d) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、業績、担当職務を勘案した上で役員の報酬等の額を定めております。

⑤ 株式の保有状況

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	6銘柄
貸借対照表計上額の合計額	30百万円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的。

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
中小企業信用機構(株)	2,307,600	650	資本・業務提携のため政策投資目的
マルマン(株)	500,000	108	関係強化のため政策投資目的

(当事業年度)

該当事項はありません。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人に関する事項

当社の会計監査人に関する事項については、以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等	所属する監査法人名	継続監査年数
業務執行社員 古藤 智弘	三優監査法人	1年
業務執行社員 齋藤 浩史	三優監査法人	2年

監査業務に係る補助者につきましては、以下のとおりであります。

公認会計士	3名
その他	4名

(注) その他は、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者であります。

⑦ 取締役の定数及び取締役の選任要件の内容

当社の取締役の定数は、11名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を、同じく定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議について、株主総会の円滑な運営を目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会決議につき取締役会で決議することができる事項の内容

- (a) 当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
- (b) 当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
- (c) 当社は、株主への機動的な利益還元を実施することを目的として、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。
- (d) 当社は、機動的な資本政策と株主への安定的な利益還元を実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとする旨を定款に定めております。

⑩ 種類株式

当社は、自己資本増強を目的として、平成21年6月29日に中小企業保証機構株式会社を割当先とする、第1回第一種優先株式を発行いたしました。なお、第1回第一種優先株式は、議決権を有しておりません。

第1回第一種優先株式の内容につきましては、「第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等]②[発行済株式]」の記載をご参照下さい。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	18	—	18	—
連結子会社	—	—	—	—
計	18	—	18	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、業容、監査日数等を勘案した上定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適正な連結財務諸表等の開示に努めております。また、将来の指定国際会計基準の適用に備え、経理部門は当該基準の修得にあたっております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3 2,343	※3 4,286
買取債権	※3 16,673	※3 12,933
その他の営業債権	924	922
買取不動産	※3 8,611	※3 8,577
その他	1,290	1,198
貸倒引当金	△3,301	△2,930
流動資産合計	26,542	24,988
固定資産		
有形固定資産	—	※1 6
建物	2	—
減価償却累計額	△0	—
建物（純額）	2	—
工具、器具及び備品	11	—
減価償却累計額	△8	—
工具、器具及び備品（純額）	3	—
有形固定資産合計	5	—
無形固定資産	13	13
投資その他の資産		
投資有価証券	※2, ※3 3,964	※2, ※3 2,084
関連会社長期貸付金	133	95
その他	60	45
投資その他の資産合計	4,158	2,224
固定資産合計	4,177	2,245
資産合計	30,719	27,233

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※3 16,120	※3 15,299
1年内返済予定の長期借入金	※3 2,357	※3 2,587
1年内償還予定の社債	500	—
未払法人税等	13	10
その他	721	572
流動負債合計	19,712	18,469
固定負債		
長期借入金	※3 3,738	※3 2,358
その他	30	9
固定負債合計	3,769	2,368
負債合計	23,481	20,838
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,036	3,036
資本剰余金	2,822	2,822
利益剰余金	△2,821	△3,332
株主資本合計	3,037	2,526
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	42	14
その他の包括利益累計額合計	42	14
新株予約権	68	62
少数株主持分	4,090	3,792
純資産合計	7,238	6,394
負債純資産合計	30,719	27,233

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
営業収益		
買取債権回収高	5,205	4,748
不動産売上高	4,632	2
不動産賃貸収入	—	814
その他の収益	1,999	602
営業総収入合計	11,837	6,168
営業費用		
債権買取原価	3,845	3,066
不動産売上原価	※1 4,456	※1 65
不動産賃貸原価	—	75
その他の原価	153	113
営業費用合計	8,455	3,320
営業総利益	3,381	2,847
販売費及び一般管理費	※2 1,672	※2 1,495
営業利益	1,709	1,351
営業外収益		
受取利息及び配当金	76	75
持分法による投資利益	48	—
受取手数料	51	26
その他	16	25
営業外収益合計	191	128
営業外費用		
支払利息	1,713	972
持分法による投資損失	—	10
その他	146	53
営業外費用合計	1,860	1,036
経常利益	40	443

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)
特別利益		
新株予約権戻入益	2	6
本社移転損失引当金戻入額	7	—
貸倒引当金戻入額	13	—
投資有価証券売却益	—	82
受取損害賠償金	—	8
特別利益合計	23	96
特別損失		
固定資産除却損	0	—
投資有価証券評価損	19	427
投資有価証券売却損	—	547
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1
その他	—	16
特別損失合計	19	992
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	44	△451
法人税、住民税及び事業税	5	6
法人税等還付税額	△503	—
法人税等調整額	19	△56
法人税等合計	△478	△49
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	—	△402
少数株主利益	117	108
当期純利益又は当期純損失 (△)	406	△510

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	—	△402
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△28
その他の包括利益合計	—	※2 △28
包括利益	—	※1 △430
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	△539
少数株主に係る包括利益	—	108

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,036	3,036
当期変動額		
新株の発行	1,000	—
当期変動額合計	1,000	—
当期末残高	3,036	3,036
資本剰余金		
前期末残高	1,822	2,822
当期変動額		
新株の発行	1,000	—
当期変動額合計	1,000	—
当期末残高	2,822	2,822
利益剰余金		
前期末残高	△3,169	△2,821
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	406	△510
持分法の適用範囲の変動	△58	—
当期変動額合計	347	△510
当期末残高	△2,821	△3,332
株主資本合計		
前期末残高	689	3,037
当期変動額		
新株の発行	2,000	—
当期純利益又は当期純損失(△)	406	△510
持分法の適用範囲の変動	△58	—
当期変動額合計	2,347	△510
当期末残高	3,037	2,526

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	42	△28
当期変動額合計	42	△28
当期末残高	42	14
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	—	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	42	△28
当期変動額合計	42	△28
当期末残高	42	14
新株予約権		
前期末残高	70	68
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△2	△6
当期変動額合計	△2	△6
当期末残高	68	62
少数株主持分		
前期末残高	2,941	4,090
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,148	△297
当期変動額合計	1,148	△297
当期末残高	4,090	3,792
純資産合計		
前期末残高	3,701	7,238
当期変動額		
新株の発行	2,000	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	406	△510
持分法の適用範囲の変動	△58	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,189	△332
当期変動額合計	3,536	△843
当期末残高	7,238	6,394

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	44	△451
減価償却費	7	6
新株予約権戻入益	△2	△6
株式交付費	27	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△858	△371
本社移転損失引当金の増減額(△は減少)	△42	—
受取利息	△115	△114
支払利息及び社債利息	1,713	972
買取不動産評価損	61	22
持分法による投資損益(△は益)	△48	10
固定資産除却損	0	—
投資事業組合運用損益(△は益)	4	90
投資有価証券評価損益(△は益)	19	427
投資有価証券売却損益(△は益)	—	464
貸倒償却額	1,197	707
その他の営業債権の増減額(△は増加)	1,079	—
その他の流動資産の増減額(△は増加)	135	115
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△148	△67
その他	67	18
小計	3,144	1,824
利息の受取額	120	109
利息の支払額	△1,679	△974
法人税等の支払額	△73	△6
法人税等の還付額	672	26
小計	2,184	980
買取不動産の買取による支出	△140	△12
買取不動産の売却による収入	4,394	43
買取債権の買取による支出	△1,633	△28
買取債権の回収による収入	3,845	3,066
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,649	4,048

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△100	△300
定期預金の払戻による収入	—	400
有形固定資産の取得による支出	△3	—
投資有価証券の取得による支出	△1,842	—
投資有価証券の償還による収入	816	574
投資有価証券の売却による収入	—	172
関係会社貸付けによる支出	△500	—
関係会社貸付金の回収による収入	635	28
貸付けによる支出	△900	—
預り敷金及び保証金の増減額 (△は減少)	55	—
その他	—	△4
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,838	870
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	4,570	—
短期借入金の返済による支出	△11,397	△821
長期借入れによる収入	4,085	500
長期借入金の返済による支出	△6,436	△1,649
制限付預金の預入による支出	△380	△400
制限付預金の払出による収入	330	—
社債の償還による支出	△250	△500
株式の発行による収入	1,972	—
少数株主からの払込みによる収入	1,031	—
少数株主への払戻による支出	—	△406
配当金の支払額	△0	—
その他	—	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,472	△3,277
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	338	1,642
現金及び現金同等物の期首残高	1,855	2,193
現金及び現金同等物の期末残高	2,193	3,836

【継続企業の前提に関する注記】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社グループの主要借入先であった日本振興銀行株式会社は、平成22年9月10日、金融庁の行政処分により預金保険機構の管理下に置かれ、同年9月13日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。その後、同行からの借入金は平成23年5月27日付をもって、株式会社整理回収機構に譲渡されました。また、株式保有先であった中小企業信用機構株式会社が、平成23年1月28日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。

このような状況下、当連結会計年度末において当社グループは、同行から10,541百万円の借入金、平成22年10月22日に民事再生開始の決定を受けた中小企業保証機構株式会社から803百万円及びその他の中小企業振興ネットワーク企業2社から5,780百万円の借入金があり、その他の中小企業振興ネットワーク企業2社から優先匿名組合出資の受入による2,633百万円の資金調達を行っております。

また、重要な後発事象に記載のとおり、当社グループが2,642百万円の債務保証を行っているターンアラウンド債権回収株式会社が平成23年6月13日に破産手続開始の申立てを行ったことに伴い、株式会社整理回収機構より債務保証の履行を求められる可能性が生じております。

同行からの借入金が株式会社整理回収機構に譲渡されて以降、同社及びその他の資金調達先とは、適時、期限延長等の契約更新手続を行っておりますが、その期限延長等の期間は短期的であり、当該協議が今後合意に至らない場合には、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

株式会社整理回収機構及び中小企業保証機構株式会社を始めとするその他の中小企業振興ネットワーク企業に対して、引き続き借入金の期限延長の要請及び保証債務に関する今後の対応についての協議を行ってまいります。さらに、当社の企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務及び不動産関連業務における受託業務・アドバイザー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費削減により、安定した収益構造の確立を図ってまいりました。当連結会計年度においては、保有する日本振興銀行株式会社及び中小企業信用機構株式会社の株式に係る特別損失942百万円を計上し、当期純損失510百万円を計上することになったものの、経常利益443百万円を計上し、営業キャッシュ・フローについても4,048百万円の収入となっており、引き続き安定した収益基盤の確立を推進することにより、借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

しかしながら、現時点においては、財務基盤強化のための資本政策は検討途上にあり、また、株式会社整理回収機構及び民事再生手続中の中小企業保証機構株式会社を始めとする中小企業ネットワーク企業からの借入金の期限延長及び保証債務に関する対応については、今後の協議において最終的な合意を得ていくこととなるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
1. 連結の範囲に関する事項	<p>子会社はすべて連結しております。</p> <p>① 連結子会社の数 17社</p> <p>② 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他14社</p> <p>なお、前連結会計年度まで連結範囲に含めていた(株)ニコラスコーポレーションが事業終了に伴い清算終了したため、当連結会計年度末において連結の範囲より除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書を連結しております。</p>	<p>子会社はすべて連結しております。</p> <p>① 連結子会社の数 14社</p> <p>② 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他11社</p> <p>なお、前連結会計年度まで連結範囲に含めていた(合)FEメディカル・インベストメンツ及びその他2社を合わせた計3社が事業終了に伴い清算終了したため、当連結会計年度において連結の範囲より除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書を連結しております。</p>												
2. 持分法の適用に関する事項	<p>① 持分法を適用した関連会社数 9社</p> <p>② 関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株) その他3社</p> <p>なお、前連結会計年度まで持分法適用関連会社に含めておりました中小企業不動産機構(株)は、持株比率減少により関連会社に該当しなくなりました。同じく持分法適用会社であったその他1社は、事業終了に伴い清算終了したため関連会社ではなくなりました。</p> <p>③ 連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・スリー及び(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツは、同社の決算に基づく財務諸表を使用しております。5月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・キャピタル及び(有)シー・エヌ・ツー並びにその他1社は、同社の仮決算に係る第3四半期財務諸表を使用しております。</p>	<p>① 持分法を適用した関連会社数 8社</p> <p>② 関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株) その他2社</p> <p>なお、前連結会計年度まで持分法適用関連会社に含めておりましたNTP(株)は、出資持分の譲渡により関連会社に該当しなくなりました。</p> <p>③ 同左</p>												
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="528 1675 976 1776"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>決算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結子会社8社</td> <td>12月31日</td> </tr> <tr> <td>連結子会社1社</td> <td>2月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、連結子会社については、同社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	会社名	決算日	連結子会社8社	12月31日	連結子会社1社	2月28日	<p>連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="995 1675 1437 1776"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>決算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結子会社6社</td> <td>12月31日</td> </tr> <tr> <td>連結子会社1社</td> <td>2月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、連結子会社については、同社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	会社名	決算日	連結子会社6社	12月31日	連結子会社1社	2月28日
会社名	決算日													
連結子会社8社	12月31日													
連結子会社1社	2月28日													
会社名	決算日													
連結子会社6社	12月31日													
連結子会社1社	2月28日													

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定率法によっております。 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>② 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>③ 長期前払費用 均等償却によっております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 _____</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 長期前払費用 同左 _____</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>① 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。 また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。</p> <p>② 買取不動産の評価基準及び評価方法 買取債権の自己競落又は債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。</p> <hr/> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。 なお、控除対象外消費税等は全額当連結会計年度の費用として処理しております。</p>	<p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>① 買取債権回収高及び債権買取原価の計上基準 同左</p> <p>② 買取不動産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資であります。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。	—————
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資であります。	—————

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)									
	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>前連結会計年度において、各資産科目ごとに取得価額と減価償却累計額に区分掲記しておりました有形固定資産は重要性が低下したため、当連結会計年度より、取得価額から減価償却累計額を控除し、一括して表示する方法に変更しております。</p> <p>なお、当連結会計年度において各資産科目に含まれている取得価額及び減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">取得価額</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: center;">2百万円</td> <td style="text-align: center;">△0百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">14百万円</td> <td style="text-align: center;">△9百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年 3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。</p> <p>また、前連結会計年度において、営業収益の「その他の収益」に含めておりました「不動産賃貸収入」(前連結会計年度 850百万円)は重要性が増加したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。</p> <p>また、前連結会計年度において、営業費用の「その他の原価」に含めておりました「不動産賃貸原価」(前連結会計年度 110百万円)は重要性が増加したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。</p> <p>また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「法人税等還付税額」(当連結会計年度0百万円)は重要性が低下したため、当連結会計年度より、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において、区分掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」(当連結会計年度0百万円)、「投資有価証券の取得による支出」(当連結会計年度△4百万円)及び「預り敷金及び保証金の増減額(△は減少)」(当連結会計年度6百万円)は、重要性が低下したため、当連結会計年度より、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p> <p>また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました財務活動によるキャッシュ・フローの「配当金の支払額」(当連結会計年度 △0百万円)は、重要性が低下したため、当連結会計年度より、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p>	種類	取得価額	減価償却累計額	建物	2百万円	△0百万円	工具、器具及び備品	14百万円	△9百万円
種類	取得価額	減価償却累計額								
建物	2百万円	△0百万円								
工具、器具及び備品	14百万円	△9百万円								
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他の流動資産の増減額(△は増加)」に含めておりました「その他の営業債権の増減額(△は増加)」(前連結会計年度231百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。</p> <p>また、前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「法人税等の支払額」に含めておりました「法人税等の還付額」(前連結会計年度449百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。</p>										

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
1	※1 有形固定資産の減価償却累計額 10百万円
※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券 436百万円 合計 436百万円	※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券 434百万円 合計 434百万円
※3 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 50百万円 買取債権 4,292百万円 買取不動産 5,959百万円 投資有価証券 2,143百万円 合計 12,445百万円 上記に対応する債務 短期借入金 9,403百万円 1年内返済予定の長期借入金 2,019百万円 長期借入金 3,713百万円 合計 15,135百万円 なお、上記以外に主要株主であるNISグループ(株)より連帯保証及び営業貸付金156百万円の担保提供を受けております。 また、上記以外に連結上相殺消去されている子会社出資金2,637百万円を担保提供しております。	※3 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 450百万円 買取債権 2,810百万円 買取不動産 6,051百万円 投資有価証券 990百万円 合計 10,301百万円 上記に対応する債務 短期借入金 8,716百万円 1年内返済予定の長期借入金 2,562百万円 長期借入金 2,358百万円 合計 13,637百万円 なお、上記以外に主要株主であるNISグループ(株)より連帯保証を受けております。 また、上記以外に連結上相殺消去されている子会社出資金2,317百万円を担保提供しております。
4 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約の総額 7,660百万円 借入実行金額 △7,053百万円 差引額 607百万円	4 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約の総額 5,638百万円 借入実行金額 △5,638百万円 差引額 一百万円
5 偶発債務 以下の会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証をしております。 保証先 ターンアラウンド債権回収(株) 金額 650百万円(保証極度額2,700百万円) 内容 借入債務	5 偶発債務 以下の会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証をしております。 保証先 ターンアラウンド債権回収(株) 金額 2,642百万円(保証極度額2,700百万円) 内容 借入債務

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は61百万円であります。	※1 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は22百万円であります。
※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 351百万円 役員報酬 57百万円 給料手当 208百万円 法定福利費 33百万円 減価償却費 7百万円 支払手数料 457百万円	※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 350百万円 役員報酬 57百万円 給料手当 247百万円 法定福利費 41百万円 減価償却費 6百万円 支払手数料 337百万円
※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 電話加入権 0百万円 合計 0百万円	

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

※1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
親会社株主に係る包括利益	449百万円
少数株主に係る包括利益	117百万円
計	566百万円
※2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	42百万円
計	42百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,712,440	—	—	1,712,440
第1回第一種優先株式(株)	—	20,000	—	20,000

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

第三者割当増資による増加 20,000株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	68

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,712,440	—	—	1,712,440
第1回第一種優先株式(株)	20,000	—	—	20,000

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	62

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 2,343百万円	現金及び預金勘定 4,286百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 Δ 100百万円	引出制限付預金 Δ 450百万円
引出制限付預金 Δ 50百万円	現金及び現金同等物 <u>3,836百万円</u>
現金及び現金同等物 <u>2,193百万円</u>	

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	14	10	3	工具、器具 及び備品	14	13	0
ソフトウェア	14	9	5	ソフトウェア	10	7	2
合計	29	20	8	合計	24	20	3
② 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 5百万円				1年以内 2百万円			
1年超 3百万円				1年超 0百万円			
合計 9百万円				合計 3百万円			
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額			
支払リース料 7百万円				支払リース料 5百万円			
減価償却費相当額 7百万円				減価償却費相当額 5百万円			
支払利息相当額 0百万円				支払利息相当額 0百万円			
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
・減価償却費相当額の算定方法				・減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。				同左			
・利息相当額の算定方法				・利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期の配分方法につい ては、利息法によっております。				同左			
(減損損失について)				(減損損失について)			
リース資産に配分された減損損失はありません。				同左			

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、サービサー法に規定されている金融機関等が有する貸付債権等の金銭債権(以下「特定金銭債権」)の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入による間接金融と社債の発行、優先出資等による直接金融により資金の調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として特定金銭債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、投資有価証券は、主に株式及び組合出資金であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及び優先出資等は、一定の環境下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、当社が定める諸規則に従い、買取債権及び貸付金について、主管部署が顧客毎の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、主管部署において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利での調達を推進しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、投資先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき主管部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、取引銀行1行と当座貸越契約を締結することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)を参照ください。）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,343	2,343	—
(2) 買取債権	16,673		
貸倒引当金(※1)	2,715		
	13,957	13,957	—
(3) 貸付金			
営業貸付金	924		
短期貸付金	900		
関連会社長期貸付金	133		
貸倒引当金(※1)	571		
	1,387	1,387	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	892	892	—
資産合計	18,581	18,581	—
(1) 短期借入金	16,120	16,120	—
(2) 社債	500	500	—
(3) 長期借入金	6,095	6,105	10
負債合計	22,715	22,725	10

(※1) 買取債権及び貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、定期預金については、短期間で満期を迎えるため、時価は帳簿価額と近似しており、当該帳簿価額をもって時価としております。

(2) 買取債権

買取債権については信用リスクを加味した見積将来キャッシュ・フロー等による回収可能見込額に基づいて買取価額を決定しております。

個々の債務者の信用状態が買取後大きく異なっていない場合には、時価は帳簿価額と近似しており、当該帳簿価額をもって時価としております。

また、個々の債務者の信用状態が買取後大きく異なり、見積将来キャッシュ・フローが買取時より減少している場合には、当該減少分を貸倒見積高として算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該帳簿価額をもって時価としております。

(3) 営業貸付金、短期貸付金及び関連会社長期貸付金

営業貸付金のうち、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、貸倒懸念債権については見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該帳簿価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、組合出資金については、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が、取得原価を超えるもの	株式	694	758	63
	組合出資金	85	96	11
	小計	780	855	74
連結貸借対照表計上額が、取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	組合出資金	38	37	△1
	小計	38	37	△1
合計		819	892	73

負債

(1) 短期借入金

短期借入金については、短期間で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(2) 社債

社債については、短期間で償還されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価について、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)	519
②投資事業有限責任組合出資金(※2)	391
③匿名組合出資金(※2)	2,160
④優先出資証券(※1)	0
合計	3,071

(※1) 非上場株式及び優先出資証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 匿名組合出資金及び一部の投資事業有限責任組合出資金は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	2,343	—	—	—	—	—
買取債権	114	96	71	57	58	90
貸付金						
営業貸付金	—	50	—	—	—	—
短期貸付金	900	—	—	—	—	—
合計	3,358	146	71	57	58	90

※買取債権及び貸付金のうち貸倒懸念債権等、償還予定額が見込めない17,192百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
短期借入金	16,120	—	—
社債	500	—	—
長期借入金	2,357	2,483	1,254
合計	18,977	2,483	1,254

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、サービサー法に規定されている金融機関等が有する貸付債権等の金銭債権（以下「特定金銭債権」）の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入による間接金融と社債の発行、優先出資等による直接金融により資金の調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として特定金銭債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、投資有価証券は、主に株式及び組合出資金であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及び優先出資等は、一定の環境下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、当社が定める諸規則に従い、買取債権及び貸付金について、主管部署が顧客毎の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、主管部署において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利での調達を推進しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、投資先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき主管部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)を参照ください。）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,286	4,286	—
(2) 買取債権	12,933		
貸倒引当金(※1)	△2,358		
	10,575	10,575	—
(3) 貸付金			
営業貸付金	922		
短期貸付金	900		
関連会社長期貸付金	95		
貸倒引当金(※1)	△571		
	1,345	1,345	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	97	97	—
資産合計	16,305	16,305	—
(1) 短期借入金	15,299	15,299	—
(2) 長期借入金	4,946	4,958	12
負債合計	20,245	20,257	12

(※1) 買取債権及び貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、定期預金については、短期間で満期を迎えるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買取債権

買取債権については信用リスクを加味した見積将来キャッシュ・フロー等による回収可能見込額に基づいて買取価額を決定しております。

個々の債務者の信用状態が買取後大きく異なっていない場合には、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、個々の債務者の信用状態が買取後大きく異なり、見積将来キャッシュ・フローが買取時より減少している場合には、当該減少分を貸倒見積高として算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金、短期貸付金及び関連会社長期貸付金

営業貸付金のうち、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、貸倒懸念債権については見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、組合出資金は、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 短期借入金

短期借入金については、短期間で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価について、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)	88
②投資事業有限責任組合出資金(※2)	378
③匿名組合出資金(※2)	1,519
④優先出資証券(※1)	0
合計	1,986

(※1) 非上場株式及び優先出資証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 匿名組合出資金及び一部の投資事業有限責任組合出資金は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	4,286	—	—	—	—	—
買取債権	163	122	116	122	93	73
貸付金						
営業貸付金	50	—	—	—	—	—
短期貸付金	900	—	—	—	—	—
合計	5,399	122	116	122	93	73

※買取債権及び貸付金のうち貸倒懸念債権等、償還予定額が見込めない13,209百万円は含めておりません。

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	15,299	—	—	—	—	—
長期借入金	2,587	1,458	204	204	204	288
合計	17,886	1,458	204	204	204	288

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	694	758	63
組合出資金	85	96	11
小計	780	855	74
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
組合出資金	38	37	△1
小計	38	37	△1
合計	819	892	73

(注) 1 非上場株式(連結貸借対照表計上額 519百万円)及び優先出資証券(連結貸借対照表計上額 0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 匿名組合出資金(連結貸借対照表計上額 2,160百万円)及び投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額 391百万円)については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について19百万円(その他有価証券の非上場株式)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要とみとめられた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 組合出資金	74	97	23
小計	74	97	23
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 組合出資金	—	—	—
小計	—	—	—
合計	74	97	23

(注) 1 非上場株式(連結貸借対照表計上額 88百万円)及び優先出資証券(連結貸借対照表計上額 0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 匿名組合出資金(連結貸借対照表計上額 1,519百万円)及び投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額 378百万円)については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	172	25	547

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について427百万円(その他有価証券の非上場株式)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。	当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 2百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	新株予約権 (第4回)
決議年月日	平成17年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社顧問6名 当社従業員33名 関係会社の取締役1名 関係会社の従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式2,620株
付与日	平成17年8月9日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問 又は、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の 地位を有していること
対象勤務期間	自 平成17年8月9日 至 平成19年6月30日
権利行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日

(注) 平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

	新株予約権証券2006A
決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式1,400株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	①当社取締役 権利確定日に当社取締役の地位を有していること ②当社執行役員 権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行 役員、監査役、顧問、従業員の地位を有しているこ と
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日

	新株予約権証券2006B
決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員80名 当社顧問6名 子会社取締役1名 子会社従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式4,530株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役 員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日

(2) ストック・オプション規模及び変動状況

① ストック・オプションの数

	新株予約権（第4回）	新株予約権証券2006A	新株予約権証券2006B
決議年月日	平成17年6月21日	平成18年8月7日	平成18年8月7日
権利確定前			
期首	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
期首	1,400株	1,150株	2,380株
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	200株	—	110株
未行使残	1,200株	1,150株	2,270株

② 単価情報

	新株予約権（第4回）	新株予約権証券2006A	新株予約権証券2006B
決議年月日	平成17年6月21日	平成18年8月7日	平成18年8月7日
権利行使価格	51,549円	67,362円	58,380円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	18,737円	20,729円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 6百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	新株予約権 (第4回)
決議年月日	平成17年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社顧問6名 当社従業員33名 関係会社の取締役1名 関係会社の従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式2,620株
付与日	平成17年8月9日
権利確定条件	権利確定日に当社の取締役、監査役、従業員及び顧問 又は、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の 地位を有していること
対象勤務期間	自 平成17年8月9日 至 平成19年6月30日
権利行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日

(注) 平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、
各数値の調整を行っております。

	新株予約権証券2006A
決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社執行役員2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式1,400株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	①当社取締役 権利確定日に当社取締役の地位を有していること ②当社執行役員 権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行 役員、監査役、顧問、従業員の地位を有している こと
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日

	新株予約権証券2006B
決議年月日	平成18年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員80名 当社顧問6名 子会社取締役1名 子会社従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式4,530株
付与日	平成18年8月23日
権利確定条件	権利確定日に当社及び当社の子会社の取締役、執行役 員、監査役、顧問、従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 平成18年8月23日 至 平成18年8月31日
権利行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成23年8月6日

(2) ストック・オプション規模及び変動状況

① ストック・オプションの数

	新株予約権（第4回）	新株予約権証券2006A	新株予約権証券2006B
決議年月日	平成17年6月21日	平成18年8月7日	平成18年8月7日
権利確定前			
期首	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
期首	1,200株	1,150株	2,270株
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	1,200株	—	310株
未行使残	—	1,150株	1,960株

② 単価情報

	新株予約権（第4回）	新株予約権証券2006A	新株予約権証券2006B
決議年月日	平成17年6月21日	平成18年8月7日	平成18年8月7日
権利行使価格	51,549円	67,362円	58,380円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	18,737円	20,729円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																																						
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">2,148百万円</td></tr> <tr><td>貸倒損失自己否認額</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>未実現利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">20百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">27百万円</td></tr> <tr><td>買取不動産評価損否認額</td><td style="text-align: right;">1,186百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">82百万円</td></tr> <tr><td>未払費用否認額</td><td style="text-align: right;">349百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">2,269百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">11百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△6,109百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">一百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">30百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">56百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">86百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">86百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入限度超過額	2,148百万円	貸倒損失自己否認額	12百万円	未実現利益に係る一時差異	20百万円	株式報酬費用否認額	27百万円	買取不動産評価損否認額	1,186百万円	投資有価証券評価損否認額	82百万円	未払費用否認額	349百万円	繰越欠損金	2,269百万円	その他	11百万円	評価性引当金	△6,109百万円	繰延税金資産合計	一百万円	その他有価証券評価差額金	30百万円	その他	56百万円	繰延税金負債合計	86百万円	繰延税金負債純額	86百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">857百万円</td></tr> <tr><td>貸倒損失自己否認額</td><td style="text-align: right;">32百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">25百万円</td></tr> <tr><td>買取不動産評価損否認額</td><td style="text-align: right;">904百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">181百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">2,853百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">29百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△4,884百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">一百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">9百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">9百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入限度超過額	857百万円	貸倒損失自己否認額	32百万円	株式報酬費用否認額	25百万円	買取不動産評価損否認額	904百万円	投資有価証券評価損否認額	181百万円	繰越欠損金	2,853百万円	その他	29百万円	評価性引当金	△4,884百万円	繰延税金資産合計	一百万円	その他有価証券評価差額金	9百万円	繰延税金負債合計	9百万円	繰延税金負債純額	9百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	2,148百万円																																																						
貸倒損失自己否認額	12百万円																																																						
未実現利益に係る一時差異	20百万円																																																						
株式報酬費用否認額	27百万円																																																						
買取不動産評価損否認額	1,186百万円																																																						
投資有価証券評価損否認額	82百万円																																																						
未払費用否認額	349百万円																																																						
繰越欠損金	2,269百万円																																																						
その他	11百万円																																																						
評価性引当金	△6,109百万円																																																						
繰延税金資産合計	一百万円																																																						
その他有価証券評価差額金	30百万円																																																						
その他	56百万円																																																						
繰延税金負債合計	86百万円																																																						
繰延税金負債純額	86百万円																																																						
貸倒引当金繰入限度超過額	857百万円																																																						
貸倒損失自己否認額	32百万円																																																						
株式報酬費用否認額	25百万円																																																						
買取不動産評価損否認額	904百万円																																																						
投資有価証券評価損否認額	181百万円																																																						
繰越欠損金	2,853百万円																																																						
その他	29百万円																																																						
評価性引当金	△4,884百万円																																																						
繰延税金資産合計	一百万円																																																						
その他有価証券評価差額金	9百万円																																																						
繰延税金負債合計	9百万円																																																						
繰延税金負債純額	9百万円																																																						
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>法人税等還付額</td><td style="text-align: right;">△1,118.3</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">14.2</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">△1,063.4%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		法人税等還付額	△1,118.3	その他	14.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1,063.4%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。</p>																																												
法定実効税率	40.7%																																																						
(調整)																																																							
法人税等還付額	△1,118.3																																																						
その他	14.2																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1,063.4%																																																						

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

金額的重要性が低いため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益及び資産の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、債権管理回収事業、不動産事業、その他関連事業を営んでおり、当社及び当社の連結子会社が事業活動を展開しております。

当社グループの報告セグメントは、事業内容により区分しており、「債権管理回収事業」、「不動産事業」の2つを報告セグメントとしております。

「債権管理回収事業」は、特定金銭債権の買取、管理、回収及び投資等を行っております。「不動産事業」は、不動産の賃貸、売買、売買仲介及び投資等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	債権管理回収事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への売上高	8,946	2,839	11,785	51	11,837
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	8,946	2,839	11,785	51	11,837
セグメント利益	1,109	553	1,662	46	1,709
セグメント資産	16,857	8,773	25,631	1,293	26,924
セグメント負債	84	519	603	60	663
その他の項目					
減価償却費	7	—	7	—	7
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6	—	6	—	6

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貸金業及び融資保証業を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	債権管理回収事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への売上高	5,113	830	5,944	224	6,168
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,113	830	5,944	224	6,168
セグメント利益	607	544	1,151	200	1,351
セグメント資産	12,691	8,723	21,415	1,280	22,695
セグメント負債	68	487	556	15	572
その他の項目					
減価償却費	6	—	6	—	6
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	7	—	7	—	7

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貸金業及び融資保証業を含んでおります。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

営業収益	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
報告セグメント計	11,785	5,944
「その他」の区分の営業収益	51	224
連結財務諸表の営業収益	11,837	6,168

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
報告セグメント計	1,662	1,151
「その他」の区分の利益	46	200
連結財務諸表の営業利益	1,709	1,351

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
報告セグメント計	25,631	21,415
「その他」の区分の資産	1,293	1,280
全社資産(注)	3,794	4,537
連結財務諸表の資産合計	30,719	27,233

(注) 主な全社資産は、現金及び預金であります。

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
報告セグメント計	603	556
「その他」の区分の負債	60	15
全社負債(注)	22,817	20,266
連結財務諸表の負債合計	23,481	20,838

(注) 主な全社負債は、借入金であります。

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	中小企業信販機構(株)	東京都千代田区	300	信販事業	18.2 (直接)	資金の借入	資金の借入	500	短期借入金	500
							利息の支払 (注)2	27	—	—
主要株主	NISグループ(株)	愛媛県松山市	26,289	総合金融サービス業	14.7 (直接)	資金の借入	資金の借入及び返済	3,900	—	—
							利息の支払 (注)2	50	—	—
							手数料の支払	22	—	—
						資金の貸付	資金の貸付及び回収	500	—	—
							利息の受取 (注)3	1	—	—
							手数料の受取	1	—	—
						債務被保証	当社の借入金に対する債務被保証(注)4	4,600	—	—
							当社の銀行借入金に対する営業貸付金の担保受入及び債務被保証(注)5	109	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 上記取引金額については、消費税等は含まれておりません。

2 資金の借入に係る利息については、借入先の調達金利等を勘案し、両社協議の上決定しております。

3 資金の貸付に係る利息については、当社の調達金利等を勘案し、両社協議の上決定しております。

4 当社は、借入に対してNISグループ(株)より債務保証を受けております。なお、年率1%の保証料を支払っております。

5 当社は、銀行借入に対してNISグループ(株)より債務保証を受けております。なお、年利0.2%の保証料を支払っております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社	ステラヒルズ特定目的会社	東京都千代田区	0	不動産開発業	なし	資金の貸付	資金の貸付	900	その他の流動資産	900
							利息の受取	61	その他の流動資産	18
							手数料の受取	49	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 上記取引金額については、消費税等は含まれておりません。

2 資金の貸付に係る利息については、当社の調達金利等を勘案し、両社協議の上決定しております。
なお、ステラヒルズ特定目的会社所有の不動産について第1順位の抵当権を設定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	中小企業信販機構(株)	東京都千代田区	300	信販事業	18.2 (直接)	資金の借入	資金の借入(注)2	120	短期借入金	380
							利息の支払(注)2	32	その他の流動資産	1
主要株主	NISグループ(株)	愛媛県松山市	26,289	総合金融サービス業	14.7 (直接)	債務被保証	当社の借入金に対する債務被保証(注)3	4,600	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 上記取引金額については、消費税等は含まれておりません。

2 資金の借入に係る利息については、借入先の調達金利等を勘案し、両社協議の上決定しております。

3 当社は、借入金に対してNISグループ(株)より債務保証を受けており、年率1.0%の保証料を支払っております。なお、平成23年3月4日までは、年率0.1%の保証料を支払っております。当該取引条件の変更が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社	ステラヒルズ特定目的会社	東京都千代田区	0	不動産開発業	なし	資金の貸付	資金の貸付	—	その他の流動資産	900
							利息の受取	65	その他の流動資産	15
							手数料の受取	23	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 上記取引金額については、消費税等は含まれておりません。

2 資金の貸付に係る利息については、当社の調達金利等を勘案し、両社協議の上決定しております。

なお、ステラヒルズ特定目的会社所有の不動産について第1順位の抵当権を設定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	559円88銭	1株当たり純資産額	151円41銭
1株当たり当期純利益	166円66銭	1株当たり当期純損失(△)	△391円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
連結貸借対照表上の純資産の部の合計額	7,238百万円	6,394百万円
普通株式に係る純資産額	958百万円	259百万円
差額の主な内訳		
優先株式に係る資本金	1,000百万円	1,000百万円
優先株式に係る資本準備金	1,000百万円	1,000百万円
優先株式に係る配当金	120百万円	280百万円
新株予約権	68百万円	62百万円
少数株主持分	4,090百万円	3,792百万円
普通株式の発行済株式総数	1,712,440株	1,712,440株

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益 又は当期純損失(△)	406百万円	△510百万円
普通株式に係る当期純利益又は当 期純損失(△)	285百万円	△670百万円
普通株主に帰属しない金額の内訳		
優先株式に係る配当金	120百万円	160百万円
普通株式に帰属しない金額	120百万円	160百万円
普通株式の期中平均株式数	1,712,440株	1,712,440株
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益の算定に用いられた普通株式 増加数の主要な内訳		
新株予約権	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含まれなかった潜在株式 の概要	平成17年6月21日付特 別決議新株予約権 300個 平成18年8月7日付取 締役員決議新株予約権 1,150個 平成18年8月7日付取 締役員決議新株予約権 2,270個	平成18年8月7日付取 締役員決議新株予約権 1,150個 平成18年8月7日付取 締役員決議新株予約権 1,960個

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社グループは、中小企業振興ネットワーク参加企業であった、ターンアラウンド債権回収(株)の日本振興銀行(株)からの借入金の一部に対して、平成23年3月31日時点において2,642百万円の債務保証をしておりますが、ターンアラウンド債権回収(株)は平成23年6月13日付で東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行いました。なお、当該債務保証に係る同社の日本振興銀行(株)からの借入金は、(株)整理回収機構に譲渡されております。

同社の破産手続開始の申立てを受けて、今後、当社グループは債務保証の履行を求められる可能性があります。今後の対応等については、(株)整理回収機構と協議を行っていく予定であります。当社グループに損失見込額が生じた場合には、翌連結会計年度において引当金を計上する予定であります。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
ニッシン債権回収(株)	第3回無担保私募債	平成19年 7月27日	500	—	1.69	無担保	平成22年 7月27日
合計	—	—	500	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	16,120	15,299	4.75	—
1年内返済予定の長期借入金	2,357	2,587	4.59	—
長期借入金(1年内返済予定のもの を除く)	3,738	2,358	3.87	平成24年9月20日 ～平成29年10月20日
合計	22,215	20,245	4.63	—

(注) 1 「平均利率」は、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,458	204	204	204

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末及び直前連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該各連結会計年度末における負債及び純資産額の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る営業収益等

	第1四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第2四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第4四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業収益 (百万円)	1,417	1,451	1,393	1,906
税金等調整前 四半期純利益 又は純損失 (△)金額 (百万円)	171	△483	△229	88
四半期純利益 又は純損失 (△)金額 (百万円)	148	△471	△253	66
1株当たり 四半期純利益 又は純損失 (△)金額 (円)	63.23	△299.08	△171.64	15.70

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 1,600	※2 3,611
買取債権	※2 14,551	※2 11,132
前払費用	14	10
預け金	57	53
その他	84	19
貸倒引当金	△2,210	△1,841
流動資産合計	14,098	12,986
固定資産		
有形固定資産	—	※1, ※3 6
建物	2	—
減価償却累計額	△0	—
建物（純額）	2	—
工具、器具及び備品	11	—
減価償却累計額	△8	—
工具、器具及び備品（純額）	3	—
有形固定資産合計	5	※1, ※3 —
無形固定資産	—	13
ソフトウェア	13	—
無形固定資産合計	13	—
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 1,350	※2 127
関係会社株式	68	68
その他の関係会社有価証券	722	393
出資金	1	1
関係会社長期貸付金	11,098	10,161
長期前払費用	0	—
その他	27	19
貸倒引当金	△2,619	△2,206
投資その他の資産合計	10,649	8,566
固定資産合計	10,669	8,586
資産合計	24,767	21,572

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2 14,260	※2 13,503
1年内返済予定の長期借入金	※2 2,357	※2 712
1年内償還予定の社債	500	—
未払金	27	58
未払費用	7	11
未払法人税等	12	9
預り金	10	11
その他	59	49
流動負債合計	17,234	14,357
固定負債		
長期借入金	※2 1,763	※2 2,358
債券譲渡見合債務	※3, ※6 4,509	※3, ※6 3,771
繰延税金負債	30	9
固定負債合計	6,303	6,139
負債合計	23,537	20,496
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,036	3,036
資本剰余金		
資本準備金	2,822	2,822
資本剰余金合計	2,822	2,822
利益剰余金		
利益準備金	2	2
その他利益剰余金		
別途積立金	1,500	1,500
繰越利益剰余金	△6,242	△6,361
利益剰余金合計	△4,740	△4,859
株主資本合計	1,118	999
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	42	14
評価・換算差額等合計	42	14
新株予約権	68	62
純資産合計	1,229	1,075
負債純資産合計	24,767	21,572

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)
営業収益		
買取債権回収高	3,770	4,393
不動産売上高	9	—
その他の収益	498	325
営業総収入合計	4,278	4,719
営業費用		
債権買取原価	2,556	2,740
不動産売上原価	※1 14	—
その他の原価	33	12
営業費用合計	2,604	2,752
営業総利益	1,674	1,966
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	385	353
役員報酬	51	50
給料及び手当	190	237
法定福利費	30	38
租税公課	36	30
減価償却費	7	6
賃借料	76	48
債権回収費用	25	73
その他	253	221
販売費及び一般管理費合計	1,057	1,060
営業利益	616	905
営業外収益		
受取利息	※2 772	※2 637
受取配当金	0	0
その他	10	8
営業外収益合計	782	646
営業外費用		
支払利息	1,498	802
社債利息	9	3
投資事業組合運用損	297	277
その他	122	52
営業外費用合計	1,927	1,136
経常利益又は経常損失(△)	△528	415

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
特別利益		
新株予約権戻入益	2	6
貸倒引当金戻入額	※2 1,063	※2 412
投資有価証券売却益	—	25
本社移転損失引当金戻入額	7	—
特別利益合計	1,073	443
特別損失		
投資有価証券売却損	—	547
投資有価証券評価損	19	427
関係会社株式評価損	3	—
その他の関係会社有価証券評価損	0	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1
その他	—	0
特別損失合計	23	976
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	521	△116
法人税、住民税及び事業税	4	3
法人税等合計	4	3
当期純利益又は当期純損失 (△)	517	△119

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,036	3,036
当期変動額		
新株の発行	1,000	—
当期変動額合計	1,000	—
当期末残高	3,036	3,036
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,822	2,822
当期変動額		
新株の発行	1,000	—
当期変動額合計	1,000	—
当期末残高	2,822	2,822
資本剰余金合計		
前期末残高	1,822	2,822
当期変動額		
新株の発行	1,000	—
当期変動額合計	1,000	—
当期末残高	2,822	2,822
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	2	2
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2	2
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,500	1,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,500	1,500
繰越利益剰余金		
前期末残高	△6,760	△6,242
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	517	△119
当期変動額合計	517	△119
当期末残高	△6,242	△6,361
利益剰余金合計		
前期末残高	△5,258	△4,740
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	517	△119
当期変動額合計	517	△119
当期末残高	△4,740	△4,859

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
株主資本合計		
前期末残高	△1,399	1,118
当期変動額		
新株の発行	2,000	—
当期純利益又は当期純損失(△)	517	△119
当期変動額合計	2,517	△119
当期末残高	1,118	999
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	42	△28
当期変動額合計	42	△28
当期末残高	42	14
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	42	△28
当期変動額合計	42	△28
当期末残高	42	14
新株予約権		
前期末残高	70	68
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2	△6
当期変動額合計	△2	△6
当期末残高	68	62
純資産合計		
前期末残高	△1,328	1,229
当期変動額		
新株の発行	2,000	—
当期純利益又は当期純損失(△)	517	△119
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	40	△35
当期変動額合計	2,558	△154
当期末残高	1,229	1,075

【継続企業の前提に関する注記】

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社の主要借入先であった日本振興銀行株式会社は、平成22年9月10日、金融庁の行政処分により預金保険機構の管理下に置かれ、同年9月13日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。その後、同行からの借入金は平成23年5月27日付をもって、株式会社整理回収機構に譲渡されました。また、株式保有先であった中小企業信用機構株式会社が、平成23年1月28日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。

このような状況下、当事業年度末において当社は、同行から6,870百万円の借入金、平成22年10月22日に民事再生開始の決定を受けた中小企業保証機構株式会社から803百万円及びその他の中小企業振興ネットワーク企業2社から5,780百万円の借入金があり、その他の中小企業振興ネットワーク企業2社から連結子会社を通じた優先匿名組合出資の受入により2,633百万円の資金調達を行っております。

また、重要な後発事象に記載のとおり、当社の連結子会社である有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツが2,642百万円の債務保証を行っているターンアラウンド債権回収株式会社が平成23年6月13日に破産手続開始の申立てを行ったことに伴い、有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツが株式会社整理回収機構より債務保証の履行を求められる可能性が生じております。

同行からの借入金が株式会社整理回収機構に譲渡されて以降、同社及びその他の資金調達先とは、適時、期限延長の契約更新手続きを行っておりますが、その期限延長の期間は短期的であり、当該協議が今後合意に至らない場合には、当社の資金繰りが著しく悪化する可能性があります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

株式会社整理回収機構及び中小企業保証機構株式会社を始めとするその他の中小企業振興ネットワーク企業に対して、引き続き借入金の期限延長の要請及び連結子会社の保証債務に関する今後の対応についての協議を行ってまいります。さらに、当社の企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務における受託業務・アドバイザー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費削減により、安定した収益構造の確立を図ってまいりました。当事業年度においては、保有する日本振興銀行株式会社及び中小企業信用機構株式会社の株式に係る特別損失942百万円を計上し、当期純損失119百万円を計上することになったものの、経常利益については415百万円を計上しており、引き続き安定した収益基盤の確立を推進することにより、借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

しかしながら、現時点においては、財務基盤強化のための資本政策は検討途上にあり、また、株式会社整理回収機構及び民事再生手続中の中小企業保証機構株式会社を始めとする中小企業ネットワーク企業からの借入金の期限延長及び連結子会社の保証債務に関する対応については、今後の協議において最終的な合意を得ていくこととなるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 _____</p> <p>時価のないもの 同左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>_____</p>
<p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>_____</p>
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p>
<p>5 収益及び費用の計上基準</p> <p>(1) 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。</p> <p>(2) 買取不動産の評価基準及び評価方法 買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理をしております。</p>	<p>5 収益及び費用の計上基準</p> <p>買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準 同左</p> <p>_____</p>

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
6 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。 なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として処理しております。	6 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)									
(損益計算書関係) 前事業年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「投資事業組合運用損」(前事業年度22百万円)は、営業外費用総額の100分の10超となったため、区分掲記しております。	(貸借対照表関係) 前事業年度において、各資産科目ごとに取得価額と減価償却累計額に区分掲記しておりました有形固定資産は重要性が低下したため、当事業年度より、取得価額から減価償却累計額を控除し、一括して表示する方法に変更しております。 なお、当事業年度において各資産科目に含まれている取得価額及び減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">取得価額</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: center;">2百万円</td> <td style="text-align: center;">△0百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">14百万円</td> <td style="text-align: center;">△9百万円</td> </tr> </tbody> </table> また、前事業年度において、区分掲記しておりました「ソフトウェア」(当事業年度13百万円)は、無形固定資産として一括表示しております。 (損益計算書関係) 前事業年度において、区分掲記しておりました「関係会社株式評価損」(当事業年度0百万円)及び「その他の関係会社有価証券評価損」(当事業年度0百万円)は重要性が低下したため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しております。	種類	取得価額	減価償却累計額	建物	2百万円	△0百万円	工具、器具及び備品	14百万円	△9百万円
種類	取得価額	減価償却累計額								
建物	2百万円	△0百万円								
工具、器具及び備品	14百万円	△9百万円								

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																
1	※1 有形固定資産の減価償却累計額 10百万円																																
<p>※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td>買取債権</td> <td style="text-align: right;">3,037百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,153百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,240百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">7,543百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,019百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,738百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,300百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記以外に子会社の買取不動産5,430百万円、投資有価証券1,672百万円の担保提供を受けており、主要株主であるNISグループ(株)より連帯保証及び営業貸付金156百万円の担保提供を受けております。</p> <p>また、上記以外に子会社の借入金3,835百万円に対して買取債権1,254百万円を担保に供しております。</p>	現金及び預金	50百万円	買取債権	3,037百万円	投資有価証券	1,153百万円	合計	4,240百万円	短期借入金	7,543百万円	1年内返済予定の長期借入金	2,019百万円	長期借入金	1,738百万円	合計	11,300百万円	<p>※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">450百万円</td> </tr> <tr> <td>買取債権</td> <td style="text-align: right;">1,821百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,271百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">6,920百万円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">687百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,358百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,966百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記以外に子会社の買取不動産5,521百万円、投資有価証券1,450百万円の担保提供を受けており、主要株主であるNISグループ(株)より連帯保証を受けております。</p> <p>また、上記以外に子会社の借入金3,671百万円に対して買取債権989百万円を担保に供しております。</p>	現金及び預金	450百万円	買取債権	1,821百万円	投資有価証券	0百万円	合計	2,271百万円	短期借入金	6,920百万円	1年内返済予定の長期借入金	687百万円	長期借入金	2,358百万円	合計	9,966百万円
現金及び預金	50百万円																																
買取債権	3,037百万円																																
投資有価証券	1,153百万円																																
合計	4,240百万円																																
短期借入金	7,543百万円																																
1年内返済予定の長期借入金	2,019百万円																																
長期借入金	1,738百万円																																
合計	11,300百万円																																
現金及び預金	450百万円																																
買取債権	1,821百万円																																
投資有価証券	0百万円																																
合計	2,271百万円																																
短期借入金	6,920百万円																																
1年内返済予定の長期借入金	687百万円																																
長期借入金	2,358百万円																																
合計	9,966百万円																																
<p>※3 各科目に含まれている関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">債権譲渡見合債務 4,509百万円</p>	<p>※3 各科目に含まれている関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">債権譲渡見合債務 3,771百万円</p>																																
<p>4 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越限度額の総額</td> <td style="text-align: right;">5,800百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行金額</td> <td style="text-align: right;">△5,193百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">607百万円</td> </tr> </table>	当座貸越限度額の総額	5,800百万円	借入実行金額	△5,193百万円	差引額	607百万円	<p>4 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越限度額の総額</td> <td style="text-align: right;">5,638百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行金額</td> <td style="text-align: right;">△5,638百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">一百万円</td> </tr> </table>	当座貸越限度額の総額	5,638百万円	借入実行金額	△5,638百万円	差引額	一百万円																				
当座貸越限度額の総額	5,800百万円																																
借入実行金額	△5,193百万円																																
差引額	607百万円																																
当座貸越限度額の総額	5,638百万円																																
借入実行金額	△5,638百万円																																
差引額	一百万円																																
<p>5 偶発債務</p> <p>債務保証</p> <p>次の関係会社について、金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保証先</th> <th style="width: 30%;">金額</th> <th style="width: 40%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ</td> <td style="text-align: right;">3,835百万円</td> <td>借入債務</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額	内容	(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	3,835百万円	借入債務	<p>5 偶発債務</p> <p>債務保証</p> <p>次の関係会社について、金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保証先</th> <th style="width: 30%;">金額</th> <th style="width: 40%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ</td> <td style="text-align: right;">3,671百万円</td> <td>借入債務</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額	内容	(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	3,671百万円	借入債務																				
保証先	金額	内容																															
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	3,835百万円	借入債務																															
保証先	金額	内容																															
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	3,671百万円	借入債務																															
<p>※6</p> <p>買取債権を連結子会社である(株)西新宿投資2号に譲渡することにより、資金調達を行っております。当該譲渡については当社が(株)西新宿投資2号への劣後出資により実質的なリスク負担をしているため、金融取引として処理しております。なお、譲渡代金については債権譲渡見合債務として認識しております。</p>	同左																																
<p>7 配当制限</p> <p>当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p>第1回第一種優先株式 1株につき 8,000円</p>	同左																																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切下げ額は0百万円であります。	
※2 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。 受取利息 770百万円 投資事業組合運用損 290百万円 貸倒引当金戻入額 1,063百万円	※2 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。 受取利息 637百万円 投資事業組合運用損 298百万円 貸倒引当金戻入額 412百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)				当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具及 び備品	14	10	3	工具、器具及 び備品	14	13	0
ソフトウェア	14	9	5	ソフトウェア	10	7	2
合計	29	20	8	合計	24	20	3
② 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内			5百万円	1年以内			2百万円
1年超			3百万円	1年超			0百万円
合計			9百万円	合計			3百万円
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額			
支払リース料			7百万円	支払リース料			5百万円
減価償却費相当額			7百万円	減価償却費相当額			5百万円
支払利息相当額			0百万円	支払利息相当額			0百万円
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
・減価償却費相当額の算定方法				・減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす る定額法によっております。				同左			
・利息相当額の算定方法				・利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各期の配分方法につい ては、利息法によっております。				同左			
(減損損失について)				(減損損失について)			
リース資産に配分された減損損失はありません。				リース資産に配分された減損損失はありません。			

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表価額 子会社株式20百万円 関連会社株式48百万円) は市場価
格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略してあります。

当事業年度 (平成23年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表価額 子会社株式20百万円 関連会社株式48百万円) は市場価
格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略してあります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																																		
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">1,642百万円</td></tr> <tr><td>貸倒損失自己否認額</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>未実現利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">20百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">27百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">19百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,919百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△3,647百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">—百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">30百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">30百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債純額</td><td style="text-align: right;">30百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入限度超過額	1,642百万円	貸倒損失自己否認額	12百万円	未実現利益に係る一時差異	20百万円	株式報酬費用否認額	27百万円	投資有価証券評価損否認額	19百万円	繰越欠損金	1,919百万円	その他	4百万円	評価性引当額	△3,647百万円	繰延税金資産合計	—百万円	その他有価証券評価差額金	30百万円	繰延税金負債合計	30百万円	繰延税金負債純額	30百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">1,271百万円</td></tr> <tr><td>貸倒損失自己否認額</td><td style="text-align: right;">32百万円</td></tr> <tr><td>未実現利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">20百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">25百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">21百万円</td></tr> <tr><td>関係会社株式評価損否認額</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">2,308百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△3,688百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">—百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">9百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">9百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債純額</td><td style="text-align: right;">9百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入限度超過額	1,271百万円	貸倒損失自己否認額	32百万円	未実現利益に係る一時差異	20百万円	株式報酬費用否認額	25百万円	投資有価証券評価損否認額	21百万円	関係会社株式評価損否認額	5百万円	繰越欠損金	2,308百万円	その他	3百万円	評価性引当額	△3,688百万円	繰延税金資産合計	—百万円	その他有価証券評価差額金	9百万円	繰延税金負債合計	9百万円	繰延税金負債純額	9百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,642百万円																																																		
貸倒損失自己否認額	12百万円																																																		
未実現利益に係る一時差異	20百万円																																																		
株式報酬費用否認額	27百万円																																																		
投資有価証券評価損否認額	19百万円																																																		
繰越欠損金	1,919百万円																																																		
その他	4百万円																																																		
評価性引当額	△3,647百万円																																																		
繰延税金資産合計	—百万円																																																		
その他有価証券評価差額金	30百万円																																																		
繰延税金負債合計	30百万円																																																		
繰延税金負債純額	30百万円																																																		
貸倒引当金繰入限度超過額	1,271百万円																																																		
貸倒損失自己否認額	32百万円																																																		
未実現利益に係る一時差異	20百万円																																																		
株式報酬費用否認額	25百万円																																																		
投資有価証券評価損否認額	21百万円																																																		
関係会社株式評価損否認額	5百万円																																																		
繰越欠損金	2,308百万円																																																		
その他	3百万円																																																		
評価性引当額	△3,688百万円																																																		
繰延税金資産合計	—百万円																																																		
その他有価証券評価差額金	9百万円																																																		
繰延税金負債合計	9百万円																																																		
繰延税金負債純額	9百万円																																																		
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額の増加</td><td style="text-align: right;">△40.5</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.6</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">0.8%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		評価性引当額の増加	△40.5	その他	0.6	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。</p>																																								
法定実効税率	40.7%																																																		
(調整)																																																			
評価性引当額の増加	△40.5																																																		
その他	0.6																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8%																																																		

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

金額的重要性が低いため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 $\Delta 560$ 円37銭	1株当たり純資産額 $\Delta 740$ 円28銭
1株当たり当期純利益 231円79銭	1株当たり当期純損失 (Δ) $\Delta 163$ 円23銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失のため、記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
貸借対照表上の純資産の部の合計額	1,229百万円	1,075百万円
普通株式に係る純資産額	$\Delta 959$ 百万円	$\Delta 1,267$ 百万円
差額の主な内訳		
優先株式に係る資本金	1,000百万円	1,000百万円
優先株式に係る資本準備金	1,000百万円	1,000百万円
優先株式に係る配当金	120百万円	280百万円
新株予約権	68百万円	62百万円
普通株式の発行済株式総数	1,712,440株	1,712,440株

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は 当期純損失 (Δ)	517百万円	$\Delta 119$ 百万円
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失 (Δ)	396百万円	$\Delta 279$ 百万円
普通株式に帰属しない金額の内訳 優先株式に係る配当金	120百万円	160百万円
普通株式に帰属しない金額	120百万円	160百万円
普通株式の期中平均株式数	1,712,440株	1,712,440株
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益の算定に用いられた普通株式 増加数の主要な内訳 新株予約権	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含まれなかった潜在株式 の概要	平成17年6月21日付特別 決議新株予約権 300個 平成18年8月7日付取締役 会決議新株予約権 1,150個 平成18年8月7日付取締役 会決議新株予約権 2,270個	平成18年8月7日付取締 役会決議新株予約権 1,150個 平成18年8月7日付取締 役会決議新株予約権 1,960個

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社の連結子会社である(有)ジェイ・ワン・インベストメンツは、中小企業振興ネットワーク参加企業であった、ターンアラウンド債権回収(株)の日本振興銀行(株)からの借入金の一部に対して、平成23年3月31日時点において2,642百万円の債務保証をしておりますが、ターンアラウンド債権回収(株)は平成23年6月13日付で東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行いました。なお、当該債務保証に係る同社の日本振興銀行(株)からの借入金は、(株)整理回収機構に譲渡されております。

同社の破産手続開始の申立てを受けて、今後、(有)ジェイ・ワン・インベストメンツは債務保証の履行を求められる可能性があります。今後の対応等については、(株)整理回収機構と協議を行っていく予定ですが、当社に損失見込額が生じた場合には、翌事業年度において引当金を計上する予定であります。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	2	0	0	2
工具、器具及び備品	—	—	—	14	9	1	4
有形固定資産計	—	—	—	17	10	1	6
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	35	21	5	13
無形固定資産計	—	—	—	35	21	5	13
長期前払費用	0 (0)	— (—)	— (—)	— (—)	—	0	— (—)

- (注) 1 有形固定資産及び無形固定資産の金額が、資産総額の1%以下であるため「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。
- 2 長期前払費用の()内の金額は内数で、支払手数料等期間配分に係るものであり、減価償却と性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額の算定には含めておりません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4,830	353	721	412	4,048

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収及び洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	4
預金	
普通預金	3,156
定期預金	450
預金計	3,606
合計	3,611

b 買取債権

(イ) 買取先別内訳

買取先	金額(百万円)
地方銀行	4,631
都市銀行	1,086
サービサー	927
保証会社	695
整理回収機構	530
ノンバンク	331
信用金庫	276
外国銀行、金融商品取引業者等	257
信託銀行	127
リース会社	60
信用組合	11
その他	2,198
合計	11,132

(ロ) 買取債権の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期取得高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率(%)	回転率(回)
					$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(B)}{\frac{(A)+(D)}{2}}$
14,551	28	2,740	707	11,132	18.8	0.00

(注) 当期減少額は、貸倒償却額707百万円によるものであります。

c 関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ	10,088
有限会社シー・エヌ・キャピタル	54
有限会社シー・エヌ・フォー	18
合計	10,161

② 負債の部

a 短期借入金

相手先	金額(百万円)
日本振興銀行株式会社	6,870
中小企業債権回収株式会社	5,400
中小企業保証機構株式会社	803
中小企業信販機構株式会社	380
株式会社みずほ銀行	50
合計	13,503

b 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社愛媛銀行	468
西武信用金庫	120
株式会社新銀行東京	67
株式会社富山第一銀行	32
株式会社千葉興業銀行	25
合計	712

c 長期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社愛媛銀行	1,269
西武信用金庫	1,000
株式会社新銀行東京	54
株式会社富山第一銀行	35
合計	2,358

d 債権譲渡見合債務

取引実行期日別	金額(百万円)
平成21年4月	3,771
合計	3,771

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	—
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.nissin-servicer.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度(第9期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月28日 関東財務局に提出。
(2)	内部統制報告書及びその添付書類	事業年度(第9期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月28日 関東財務局に提出。
(3)	四半期報告書及び確認書	(第10期第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月13日 関東財務局に提出。
		(第10期第2四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月12日 関東財務局に提出。
		(第10期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月9日 関東財務局に提出。
(4)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書		平成22年6月28日 関東財務局に提出。
		企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書		平成22年9月14日 平成22年10月4日 平成23年1月26日 平成23年6月16日 関東財務局に提出。
		企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書		平成22年9月14日 平成22年10月4日 平成23年1月26日 平成23年6月14日 関東財務局に提出。
(5)	有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度(第8期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成22年9月3日 関東財務局に提出。
		事業年度(第9期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年9月3日 関東財務局に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 瀬 敬 介 ㊞

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ニッシン債権回収株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ニッシン債権回収株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

ニッシン債権回収株式会社

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において主要借入先である日本振興銀行株式会社が経営破綻したことに伴い、同行からの借入金の譲渡先である株式会社整理回収機構及びその他の借入先との期限延長及び保証債務に関する協議が今後合意に至らない場合には資金繰りが著しく悪化する可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社が債務保証をしているターンアラウンド債権回収株式会社が、平成23年6月13日付で東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行った。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ニッシン債権回収株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ニッシン債権回収株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 瀬 敬 介 ㊞

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において主要借入先である日本振興銀行株式会社が経営破綻したことに伴い、同行からの借入金の譲渡先である株式会社整理回収機構及びその他の借入先との期限延長及び連結子会社の保証債務に関する協議が今後合意に至らない場合には資金繰りが著しく悪化する可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツが債務保証をしているターンアラウンド債権回収株式会社が、平成23年6月13日付で東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月27日

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長 森 泉 浩 一

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 森泉浩一及び常務取締役 山口達也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社11社及び持分法適用関連会社8社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結営業収益（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、連結営業収益の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として営業収益、買取債権、買取不動産及び匿名組合出資金に至る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月27日

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長 森 泉 浩 一

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 森泉浩一及び当社最高財務責任者 山口達也は、当社の第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

